

タイの投資・輸出奨励策と企業内国際貿易：日本の 直接投資がタイ国経済・金融市場に与えるインパクト： （2）

徳永，正二郎
九州大学経済学部：教授

<https://doi.org/10.15017/4491709>

出版情報：経済學研究. 55 (3), pp.41-85, 1989-12-10. 九州大学経済学会
バージョン：
権利関係：

タイの投資・輸出奨励策と企業内国際貿易^(*)

—日本の直接投資がタイ国経済・金融市場に与えるインパクト (2)—

徳 永 正 二 郎

1. 投資奨励と輸出インセンティブ

1.1 外資出資制限の緩和

前稿で指摘したように、タイ政府は1972年に外国企業の進出を業種別に直接規制する外国企業規制法 (Alian Business Law : 78年に一部改正) を制定し、外資選別政策を採用した。

外国企業規制法にいう「外国企業」とは、(1) 外国資本の出資比率が50パーセント以上であるか、(2) 外国人の株主 (あるいは合資会社、組合を構成する社員) が過半数を占めるか、(3) 合資会社の最高責任者が外国人であるものを指す。

規制対象業種は、(1) 新規、既設を問わず、外国企業を認めない業種 (カテゴリーA)、(2) 投資委員会 (BOI) の奨励業種を除き外国企業の新設を認めない業種 (カテゴリーB)、(3) 投資委員会の奨励業種を除き、新設に際し商務省登録局長官の許可を必要とする業種 (カテゴリーC) という、三つのカテゴリーに分けられている (稿末参考資料1を参照)。

外国企業規制法は、タイ国民の投資機会を確保するとともに資本のタイ化を促進することを目的とした。だが現実には、稿末参考資料1の

規制業種表からも類推できるように、当時日貨運動等外資進出に伴うナショナリズムの高揚に直面した政府がタイ国民の経済基盤となっている伝統産業、地場産業に対する外資の進出を規制しようとする受動的な措置であった。輸入代替型工業を育成するために外資を積極的に導入しようとする62年の産業投資奨励法の政策理念はそのまま継承された。

外資流入を促進するために「1977年投資奨励法」(Investment Promotion Act, B. E. 2520) が制定され、表1のように外資規制の大幅緩和に加えて、輸出指向型工業化が輸入代替型工業化と並行して模索された (表1, 5-2「輸出指向型産業に対する優遇措置について」を参照)。この77年投資奨励法を基盤に輸入代替型から輸出指向型工業化へと産業政策が大きく転換したのは、80年代半ばであった。その政策的象徴が83年に発表された「指資奨励並びに税恩典賦与の基準に係る投資委員会 (BOI) 布告第1号」(Announcement of the BOI, No.1/1983 : Regarding Criteria in Approving Investment Promotion and Providing Tax Priviledges) であった。

83年布告第1号第4条では投資委員会の奨励措置を受ける要件として外資出資比率のガイドラインが次のように定められた。

(1) 国内市場を目的に業務が行われる場合に

* 本稿は日本証券奨学財団の研究助成金 (昭和63年度) に基づく成果の一部である。

表1 1977年投資奨励法の概要（投資奨励による特典）

<p>1. 保証（国家による基本的保証）</p> <p>①当該企業を国有化から保護する（43条）</p> <p>②同企業と競合する国営企業の新規設立を不許可とする（44条）</p> <p>③同業種の既存国営企業による市場の独占を禁止する（45条）</p> <p>④価格統制を実施しない（46条）</p> <p>⑤製品の輸出許可を常時保証する（47条）</p> <p>⑥政府系機関、国営企業の取り扱う競合製品に対する免税を禁止する（48条）</p> <p>2. 保護（奨励業種の保護） （正当性および必要性による）</p> <p>①CIF価格の50%を超えぬ範囲で、競合輸入品に対し、課徴金をかけることができる（49条）</p> <p>②競合製品の輸入禁止をする（50条）</p> <p>③投資委員会の委員長（タイ国首相）が奨励プロジェクトのために、援助手段や税金の軽減措置を命令できる（51, 52条）</p> <p>3. 許可（優先的許認可）</p> <p>①投資関連活動を目的とした外国人のタイ国への入国を認める（24条）</p> <p>②奨励対象企業に必要な外国人熟練労働者、技術者、その家族は投資委員会の承認のもとに、通常の割り当以外にタイでの居住を認められる（25, 26条）</p> <p>③奨励活動実施のため土地を所有できる（27条）</p> <p>④海外への外貨持ち出しあるいは送金を認める（37条）</p> <p>4. 税制上の優遇措置（税恩典の賦与）</p> <p>①奨励対象企業が機械類を輸入する場合、輸入税、事業税（business tax）を全額免除または半額減免（28, 29条）</p> <p>②原材料の輸入に対する輸入税、営業税の最高90%までの免除（30条）</p> <p>③法人税（3年～8年）の免除。期間中、欠損が生じた場合、免除期間終了後最高5年間、繰り越し欠損として経費を計上できる（31, 32条）</p> <p>④投資委員会より事前に承認を受けた契約にもとづく営業権（good will）、ロイヤリティ、技術指寸料の海外送金に対する源泉課税の5年間の免除（33条）</p> <p>⑤所得税免除期間中、配当（dividends）を課税対象所得より除外（34条）</p> <p>5. 追加優遇措置（税恩典の追加）</p> <p>5-1. 投資奨励地域（the Investment Promotion Zones）に対する優遇措置について 投資奨励地域に設立される企業に対しては、次の優遇措置が追加される。</p> <p>①5年の範囲内で、事業税を最高90%まで免除（35（1）条）</p> <p>②通常の所得税免除期間終了後、または所得税免税を受けていない場合は所得の発生後、さらに5年にわたり法人税の50%免除（35（2）条）</p> <p>③輸送費、電気・水道費の実際の経費の2倍を課税所得より控除（35（3）条）</p> <p>④通常の前償却のほか、法人所得が生じた時点より10年以内に限り、任意の年に、インフラ建設に要した経費の25%を課税所得より控除（35（4）条）</p> <p>5-2. 輸出志向型産業に対する優遇措置について</p> <p>①輸出向け製品に使用される輸入原材料に対する輸入税、事業税の免除。国産原材料の買入れに対する事業税の免除（36（1）条）</p> <p>②再輸出品に対する輸入税、事業税の免除（36（2）条）</p> <p>③輸出税、事業税の免除（36（3）条）</p> <p>④運賃、保険料を除く、対前年輸出増加額分の5パーセント相当を課税対象法人所得から控除（36（4）条）</p>	<p>（注） 具体的には参考資料3「1977年投資奨励法」をみよ。</p> <p>（出所） 『タイ投資関係法』1986/87年版，アセアン・センター</p>
--	--

タイ側の出資比率が50パーセント以上であること。

（2）農業、家畜飼育業、漁業、鉱業、サービス部門に投資する場合にはタイ側出資が60パーセント以上であること。

（3）輸出比率が50パーセントを超える場合には外資比率が50パーセントを超えることができ、

100パーセント輸出する場合には100パーセント出資も認められる。

（4）上記（1）（2）（3）以外にも、投資委員会

(BOI) がプロジェクトの総投資額、技術水準、雇用効果等々を考慮し、適正と認める場合には外資出資比率を例外的に免除することができる。

1.2 輸出奨励と輸出加工区・保税工場 —税制上の優遇措置

表1に戻ろう。77年投資奨励法に基づく恩典は、(1) 保証 (国家による基本的保証)、(2) 保護 (奨励業種の保護)、(3) 許可 (優先的許認可)、(4) 税制上の優遇措置 (税恩典の賦与)、(5) 追加優遇措置 (税恩典の追加) である。企業にとって直接問題となるのは、(4) 及び (5) の税制上の優遇措置である。

輸出振興策は、断るまでもなく投資奨励に伴う税制上の優遇措置 (表1の5-2「輸出指向型産業に対する優遇措置」) を基盤としている。すなわち、輸出指向型投資に対して次のような税恩典が賦与されている。

①輸出向け製品に使用される輸入原材料に対する輸入税並びに事業税の免除、国産材料の買入れに対する事業税の免除、

②再輸出品に対する輸入税、事業税の免除、

③再輸入品に対する輸入税、事業税の免除、

④運賃、保険料を除く、対前年輸出増加分の5パーセント相当を課税対象法人所得から控除。

もちろん、税制上の優遇措置としての輸出振興策は投資委員会の奨励プロジェクトに対する税制上の優遇措置に限られているのではない。既存の輸入代替産業を輸入指向型に変換させるインパクトを持つ関税や事業税の払い戻し並びに還付制度 (tax refund and rebate) がある。

払い戻し (tax refund) は、輸入原材料、部品あるいは半製品が輸出向け製品の生産に使用された場合に一定の算定基準に基づいてそれらに係る輸入関税や事業税を払い戻す制度である。

還付制度は、輸出品に使用された輸入設備類

や国産原材料等の関税や事業税を還付する制度である。還付は3年間有効であるタックス・クーポンで行われる。

ラトクラバーン (Lat Krabang)、バンブ (Bampoo)、ラエムチャバン (Laem Chabang) 等の工業団地内に設けられている輸出加工区や70を超すといわれる保税工場についても次のような税恩典がある。

①輸入機械、原材料に対する輸入税及び事業税の免除、

②国内業者から購入する原材料に対する輸入税、事業税の還付、

③輸入製品の輸出税及び事業税の免除。

1.3 輸出前貸金融

—パッキング・クレジット

これらの税恩典の上に金融上の輸出インセンティブがある。タイの輸出事業を促進するために、タイ中央銀行の承認の下で金融機関が輸出者の仕入資金を船積み後の荷為替を引当として、大変低い金利で前貸をする制度である。つまり、パッキング信用状、売買契約あるいはユーザンス (ターム) 為替手形に基づいて発行した輸出関連手形 (exporter's promissory note) を金融機関が市場金利と大きくかけ離れた低い金利で割り引き、中央銀行が再割をする制度であり、これは輸出商品の原料仕入や生産行程を含む前貸金融 (最高180日) として機能していた (表2を参照)。

中央銀行による輸出関連手形再割制度はパッキング・クレジットともよばれている。再割の申請手続きは二つに分けられる。

(1) 資格申請と日系企業の優位性

パッキング信用状、売買契約、ユーザンス為替手形に基づいて振り出される輸出関連手形 (promissory note) の再割を通じて輸出前貸金

表2 輸出前貸金融（バックিং・クレジット）（1984年の事例）

1. 借入の方法及び借入限度額

- ① 売買契約書にもとづき借入申請する方法。借入限度70%
- ② L/C OPEN にもとづき借入申請する方法。借入限度80%
- ③ 荷為替手形にもとづき借入申請する方法。借入限度90%

2. 金利

- ① 7%（年率）で借入できる（参考：現行プライムレート17%（年率））

3. 借入期間

- ① 最高180日（6カ月）である。

その他注意事項

- ① 輸出者としての資格を得る為、商業銀行（東京、三井 etc）を通して、タイ中央銀行へ指定様式にて事前申請をする。（東京、三井、バンコク銀行などそれぞれの取引先銀行に申請が必要である）
- ② 売買契約により借入申請をした場合、船積みは契約日より60日以内にならなければならない。もし船積みできなかった場合は、契約金額の11%をペナルティーとして国銀へ支払いしなければならない。

4. 借入例

(1) 売上契約ベース

① 条件

- ① 契約日 1984. 8. 1
- ② 期間 180日
- ③ 船積方法 1984. 9. 1 月1回
- ④ 契約金額 10百万バーツ

② ローン金額

$$10,000,000 \times 70\% = 7,000,000 \text{ B}$$

③ 有利な金利額

$$7,000,000 \times (17\% - 7\%) \times \frac{180}{365} = 350,000 \text{ B}$$

- ② 売買契約により借入申請をした場合、船積みは、契約日より60日以内にならなければならない。もし、船積みできなかった場合は、契約金額の11%をペナルティーとして、国銀へ支払いしなければならない。

4. 借入例

(1) 売上契約ベース

① 条件

- ① 契約日 1984. 8. 1
- ② 期間 180日
- ③ 船積方法 1984. 9. 1 月1回
- ④ 契約金額 10百万バーツ

② ローン金額

$$10,000,000 \times 70\% = 7,000,000 \text{ B}$$

③ 有利な金利額

$$7,000,000 \times (17\% - 7\%) \times \frac{180}{365} = 35,000 \text{ B}$$

(2) 売上契約ベースと荷為替手形取組と併用

① 同じ

② ローン金額

$$8/1 \quad 10,000,000 \times 70\% = 7,000,000$$

$$9/1 \quad 10,000,000 \times (90\% - 70\%) = 2,000,000$$

③ 有利な金利額

$$8/1 \quad 10,000,000 \times (17\% - 7\%) \times \frac{180}{365} = 350,000 \text{ B}$$

$$9/1 \quad 2,000,000 \times (17\% - 7\%) \times \frac{150}{365} = 83,333 \text{ B}$$

計 433,333 B

(3) 荷為替手形取組による

①同じ

②ローン金額

$$9/1 \quad 10,000,000 \times 90\% = 9,000,000 \text{ B}$$

③有利な金利額

$$9/1 \quad 9,000,000 \times (17\% - 7\%) \times \frac{180}{365} = 450,000 \text{ B}$$

(但し、8/1~8/31迄の運転資金を考慮しなければならない)

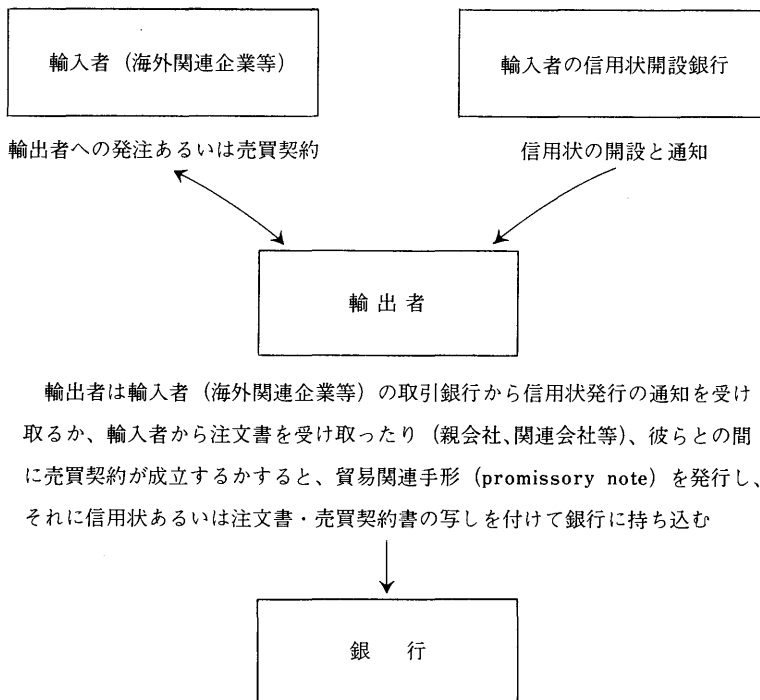
融を受けるためには、商業銀行を通じて資格申請書を中央銀行に出さなければならない。つまり、商業銀行は、輸出者の信用を保証した保証書 (bank's certificate) 並びに輸出関連手形の支払満期 (あるいは荷為替が買い取られた時) に中央銀行が当該商業銀行の勘定にそこ金額を借記することを認めた同意書 (letter of content) を付帯して顧客である輸出者の申請書を中央銀行に提出しなければならない。

いいかえると、商業銀行が輸出者の前借り債務を肩代わりすることを条件に輸出前貸金融を

受ける資格が与えられるのであって、大手の企業か信用力の高い外資企業でないとパッキング・クレジットは受けられない仕組みになっていた。

(2) 前貸金融の手続き

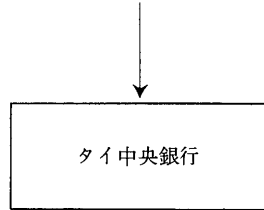
輸出者が輸出関連手形の再割引を受ける資格を獲得すると最大180日まで前貸金融を享受できる。再割引の金額は信用状額面の80パーセント、売買契約の70パーセント、ユーザンス手形の90パーセントである。前貸金融の手続きと清算は以下の手順である：



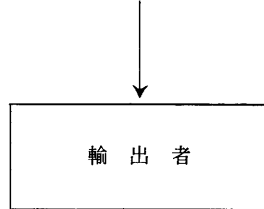
輸出者は輸入者 (海外関連企業等) の取引銀行から信用状発行の通知を受け取るか、輸入者から注文書を受け取ったり (親会社、関連会社等)、彼らとの間に売買契約が成立するかすると、貿易関連手形 (promissory note) を発行し、それに信用状あるいは注文書・売買契約書の写しを付けて銀行に持ち込む

(a) 銀行は手形 (promissory note) を裏書きし、輸出関係書類を付けて申請書とともに中央銀行に送る

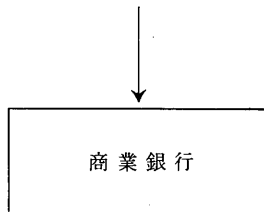
(b)再割金利(年率7パーセント)を控除して顧客(輸出者)の勘定に貸記する旨の保証書(vouch)を発行する



貿易関連手形及び関連書類を付帯した申請書を受け取ると、再割金利(年率5パーセント)を控除して、商業銀行の勘定に貸記する



貨物を積み込みすべての船積書類(船荷証券、保険証券、インボイス等)を当該銀行に提示する



輸出代金を顧金(輸出者)の勘定に払い込み、前貸金を清算するために同じ勘定に借記する。同時に中央銀行に清算済みの書状を送る

輸出前貸金融と日本の直接投資との関連については後に改めて触れることにして、輸出インセンティブとの関連で日系製造業のタイ向け直接投資の動向をみておこう。

2. 日本の輸出指向型投資とタイ貿易構造の変化

2.1 タイの奨励投資とその特徴

日本の対外製造投資は件数的にアジアに集中している。総投資件数に占める対アジア投資の比率は86年に53.9パーセント、87年には53.6パーセント、88年には53.5パーセントである(表3を参照)。アジア向け製造業投資を産業部門別

表3 業種別・地域別対外製造業投資

(単位:100万ドル)

業種別	地域別	合 計		ア ジ ア		北 米		欧 州	
		件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
一九八六年	食 料	1,185	1,218	493	284	449	574	43	93
	織 維	1,220	2,146	723	1,203	139	265	138	210
	木材・パルプ	532	1,178	301	200	91	651	3	2
	化 学	1,356	4,337	823	1,339	256	963	104	227
	鉄・非鉄	1,350	5,518	614	1,758	195	1,261	309	263
	機 械	1,500	2,597	705	675	464	1,235	175	278
	電 機	1,984	4,734	1,135	1,095	542	2,732	159	526
	輸 送 機	559	4,201	296	822	133	1,506	39	498
	そ の 他	2,161	2,276	1,295	946	526	718	164	363
	製造業 計	11,847	28,206	6,385	8,321	2,795	9,905	1,134	2,458
一九八七年	食 料	1,320	1,546	555	425	500	724	52	112
	織 維	1,314	2,353	768	1,231	157	397	163	245
	木材・パルプ	581	1,495	326	212	112	952	4	2
	化 学	1,510	5,247	903	1,585	304	1,499	127	347
	鉄・非鉄	1,500	6,304	709	2,064	235	1,650	319	276
	機 械	1,690	3,284	781	778	545	1,716	198	365
	電 機	2,306	7,155	1,319	1,562	641	4,451	191	704
	輸 送 機	705	5,675	357	1,028	199	2,221	50	797
	そ の 他	2,449	2,980	1,456	1,115	623	1,142	189	462
	製造業 計	13,375	36,038	7,174	10,000	3,316	14,753	1,293	3,310
一九八九年	食 料	1,489	1,965	634	516	546	934	68	171
	織 維	1,460	2,669	874	1,380	166	493	188	303
	木材・パルプ	663	2,099	379	389	135	1,377	7	5
	化 学	1,690	6,540	991	1,785	372	2,311	144	594
	鉄・非鉄	1,694	7,671	811	2,268	295	2,553	343	328
	機 械	1,943	4,716	899	1,036	630	2,610	240	626
	電 機	2,622	10,196	1,483	2,414	761	5,952	220	1,261
	輸 送 機	833	6,956	392	1,183	275	3,030	56	913
	そ の 他	2,779	7,031	1,647	1,399	726	4,684	215	656
	製造業 計	15,173	49,843	8,110	12,371	3,906	23,944	1,481	4,857

(出所) 大蔵省『対外投資届出実績』(各年) にもとづく

にみるとあらゆる業種に万遍なく行われ、電機の比重が相対的に高い。なかでも86年以降はアセアンとりわけタイに投資が集中している(表4)。

投資の中心は投資委員会(BOI)による奨励投資である。投資奨励承認件数は86~88年に急増し、88年だけで申請件数は2,127件、申請承認件数は1,461件に達した。投資ブームのすさまじさ

がわかる(表5)。

表6は投資奨励申請承認額を国別に分類している。86年以降の特徴は、登録資本に占めるタイ資本の比重が相対的に低下したことである。85年に75パーセントを占めていたタイ資本が以後50から40パーセント台に低迷している。このように奨励投資全体に占める外国資本のウェイトが増大している。なかでも日本の投資が急激

表4 アジア地域直接投資の推移（製造業、非製造業を含む）

（単位：件、百万ドル、%）

年度 国又は地域	1985年度			1986年度			1987年度			1988年度			1951-88年度累計		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
インドネシア	62	408	28.4	46	250	10.7	67	545	11.2	84	586	10.5	1,578	9,804	30.4
香港	105	131	9.1	163	502	21.6	261	1,072	22.1	335	1,662	29.9	3,164	6,167	19.1
シンガポール	110	339	23.6	85	302	13.0	182	494	10.2	197	747	13.4	2,239	3,812	11.8
韓国	75	134	9.3	116	436	18.7	166	647	13.3	153	483	8.7	1,712	3,248	10.1
中国	118	100	7.0	85	226	9.7	101	1,226	25.2	170	296	5.3	567	2,036	6.3
タイ	51	48	3.4	58	124	5.3	192	250	5.1	382	859	15.4	1,685	1,992	6.2
マレーシア	60	79	5.5	70	158	6.8	64	163	3.3	108	387	7.0	1,181	1,834	5.7
台湾	68	114	7.9	178	291	12.5	268	367	7.5	234	372	6.7	2,133	1,791	5.6
フィリピン	9	61	4.3	9	21	0.9	18	72	1.5	54	134	2.4	705	1,120	3.5
インド	10	13	0.9	8	11	0.5	13	21	0.4	6	24	0.4	151	148	0.5
ブルネイ	—	1	0.1	1	1	0.1	1	0	0.0	—	0	0.0	31	109	0.3
その他	17	7	0.5	5	5	0.2	9	11	0.2	13	17	0.3	281	166	0.5
アジア計	685	1,435	100.0	819	2,327	100.0	1,342	4,868	100.0	1,736	5,569	100.0	15,427	32,227	100.0

表5 奨励投資申請、承認証書発行件数の推移

	申請	申請承認	申請脚下	奨励証書発行	承認取消	奨励証書撤回・取消	操業開始プロジェクト	操業開始企業
1972-73	732	441	25	186	23	28	105	76
1974-75	339	259	34	337	84	88	177	136
1976-77	383	163	33	135	38	68	134	131
1978-79	680	435	95	282	32	54	128	122
1980-81	510	330	84	264	82	42	168	139
1982-83	541	250	79	225	56	84	214	182
1984-85	701	476	145	346	56	83	171	134
1986-87	1489	921	76	569	117	113	316	246
1988	2127	1461	83	912	74	40	224	177
1989(1-5月)	420	504	24	393	71	20	104	91
(1-3月)	238	338	17	248	42	13	61	52
(4-5月)	182	166	7	145	29	7	43	39

（出所）投資委員会（BOI）資料

でそのシェアは40から50パーセント台と全投資の半分近くである。これがタイの奨励投資をみる場合の第一の特徴である。

第二に、タイにおける奨励投資は輸出インセンティブと結びついて近年100パーセント所有、過半数所有形態をとって増大している。この傾向は86年以降投資額が急増している日本の場合に特に顕著である。60年から89年5月現在まで

の累積登録資本額でも、100パーセント所有が42パーセント近くを占めている。89年1月から5月までの数字（フロー）では、日本の登録資本額44億9千400万バーツの中100パーセント所有だけで15億5千700万バーツ（34.6パーセント）、それを含む過半数所有は34億6千700万バーツ（77.3パーセント）に達している（表7）。

表 6 投資奨励申請承認額の推移 (国別)

(単位: 100万バーツ)

	1984		1985		1986		1987		1988		1989(1~5月)	
	額	%	額	%	額	%	額	%	額	%	額	%
承認件数	266件		210件		295件		626件		1,461件		504件	
総投資	37,657		54,197		34,610		67,748		201,407		121,786	
総登録資本	9,297		7,421		9,203		18,878		60,309		22,885	
タイ	6,844	73.6	5,537	74.6	6,064	65.9	10,500	55.6	28,402	47.0	13,451	58.8
外国	2,453	26.4	1,884	25.4	3,139	34.1	8,378	44.4	31,967	53.0	9,434	41.2
うち 日本	904	36.9	169	9.0	1,675	53.4	3,665	43.7	18,288	57.2	4,652	49.3
台湾	248	10.1	111	5.9	46	1.5	1,540	18.4	3,978	12.5	1,475	15.6
米国	294	12.0	737	39.1	143	4.6	574	6.8	1,851	5.8	472	5.0
香港	181	7.4	163	8.7	230	7.3	350	4.2	894	2.8	167	1.8
インド	82	3.3	12	0.6	27	0.9	52	0.6	106	0.3	105	1.1
英国	101	4.1	45	2.4	291	9.3	112	1.3	1,651	5.2	305	3.2
西独	39	1.6	11	0.6	121	3.9	31	0.4	179	0.6	98	1.0
シンガポール	60	2.4	37	2.0	97	3.1	54	0.6	470	1.5	818	8.7
マレーシア	68	2.8	97	5.1	130	4.1	16	0.2	228	0.7	840	8.9
オーストラリア	125	5.1	13	0.7	16	0.5	38	0.5	240	0.8	123	1.3
韓国	3	0.1	12	0.6	4	0.1	107	1.3	530	1.7	274	2.9
オランダ	64	2.6	21	1.1	37	1.2	54	0.7	30	0.1	12	0.1
その他	284	11.6	456	24.2	322	10.3	1,785	21.3	3,518	11.0	92	1.0
機械設備額	18,874		16,892		18,508		36,599		103,282		42,693	
タイ人雇用数	64,845		59,374		60,231		204,113		352,641		130,636	

(出所) 投資委員会 (BOI) 資料にもとづく

86年以降膨れ上がった日系製造業の奨励投資が輸出指向と結びついていることは、表8が端的に教えてくれる。86年から88年5月までの製造業奨励投資件数260件の中80パーセント輸出をする輸出指向型が206件、80パーセントを占めている。これら輸出指向型投資は最低でも80パーセント出資を保証されている(条件によっては100パーセントではなく80パーセント輸出であっても100パーセント出資を認められることがある)。つまり、日系製造業のタイ進出は輸出指向型投資と結びついており、その帰結として完全所有、過半数所有形態による投資が活発化している。これが第三の特徴である。

2.2 輸出指向型投資とタイの輸出入構造

いままできたように投資委員会(BOI)による

奨励投資は日本企業のタイ進出を基盤に、しかも輸出指向型投資という性格を顕著に持っている。このような投資の性格は表9のタイ経済発展指標にもはっきりと現れている。

86年以降の実質経済の成長は87、88年に年率12パーセントを超える成長を実現した製造業に負っている。その結果、81~85年当時国民総生産(GDP)に占める製造業の割合は31.6パーセントであったが、3年後の88年には3.5ポイントも上昇し、35.1パーセントに達した。これに対応するように、81~85年当時実質民間固定資本形成は年率わずか3パーセントであったが、日本の投資が急増する87、88年にはそれぞれ26.1、23.4パーセントを記録した。

それだけではない。バーツがドルにほぼリンクしているため、円高後の86年以降、円にたい

表7 投資奨励証書授与企業の登録資本（累積ベース：1,000パーツ）1960年から1989年5月迄

所有構国籍	1988年末現在				1989年1月～5月					1989年5月末		
	100%所有	合 弁	合 計		100% 所 有	99.9%～ 75.0%	74.9%～ 50.0%	49.9%～ 25.0%	24.9%～ 0%	証書授与額	累積額	(a)
			金 額	%								
タイ	28,086,546	21,164,964	49,251,510	61.5	4,780,350	4,116,145	2,822,637	267,952	124,268	226,040	61,136,822	62.0
外 国	9,040,484	21,8117,720	30,852,204	38.5							37,469,332	38.0
1 日本	6,438,279	9,024,799	15,463,078	19.3	1,557,000	1,707,649	201,748	897,563	130,969	0	19,958,007	20.2
2 台湾	667,267	2,791,545	3,458,812	4.3	276,500	91,265	26,502	195,432	10,825	0	4,059,331	4.1
3 米 国	447,920	2,529,851	2,977,771	3.7	26,500	44,840	7,700	16,550	82,141	2,000	3,153,502	3.2
4 香 港	292,500	1,164,055	1,456,555	1.8	0	0	0	42,620	16,040	0	1,515,215	1.5
5 英 国	146,000	1,128,181	1,274,181	1.6	6,000	900	0	47,500	1,000	0	1,329,581	1.3
6 シンガポール	151,138	801,223	952,361	1.2	0	119,988	79,000	49,550	24,050	6,960	1,217,989	1.2
7 オランダ	201,000	166,585	367,585	0.5	0	79,896	0	15,600	0	0	463,081	0.5
8 スイス	96,500	287,330	383,830	0.5	39,000	6,289	0	28,870	0	0	457,989	0.5
9 オーストラリア	200,000	175,882	375,882	0.5	0	0	0	0	0	0	375,882	0.4
10 マレーシア	0	279,435	279,435	0.3	0	0	0	25,599	22,937	0	327,971	0.3
11 パナマ	25,000	323,661	348,661	0.4	0	0	0	0	0	0	348,661	0.4
12 西 独	19,750	221,686	241,436	0.3	0	1,500	0	0	2,815	0	245,751	0.2
13 インド	8,000	219,138	227,138	0.3	0	0	0	0	3,055	0	230,193	0.2
14 フランス	3,000	169,987	172,987	0.2	0	0	0	15,200	64	0	188,251	0.2
15 フィリピン	0	156,556	156,556	0.2	0	0	0	0	0	0	156,556	0.2
16 デンマーク	0	73,526	73,526	0.1	0	0	0	0	0	0	73,526	0.1
17 ポルトガル	0	25,776	25,776	0.0	0	0	0	0	0	0	25,776	0.0
18 イスラエル	0	17,450	17,450	0.0	0	0	0	1,500	4	0	18,954	0.0
19 その他	344,130	2,255,054	2,599,184	3.2	5,400	4,990	8,021	120,025	585,496	0	3,323,116	3.4
合 計	37,127,030	42,976,684	80,103,714	100	6,690,750	6,173,457	3,145,608	1,723,961	1,003,664	235,000	98,606,154	100.0

(出所) タイ国投資委員会 (BOI) 資料

表 8 日系進出企業の業種別内訳
(BOI 承認ベース) (単位: 件数)

業 種	1986	1987	1988 1~5月	合計
食 品	4	7	9	20
化 学 品	2	10	7	19
金 属 加 工	3	12	9	24
電気・電子及び部品	4	32	29	65
機 械	8	21	8	37
(うち輸送機械・部品)	(7)	(17)	(4)	(28)
(その他機械)	(1)	(4)	(4)	(9)
医 療 機 器	1	—	2	3
精 密 機 器	1	1	3	5
光 学 機 器	1	—	1	2
通 信 機 器	—	—	3	3
織 維	2	14	3	19
建 設 資 材	—	3	—	3
木 製 品	4	3	3	10
そ の 他	—	27	24	51
合 計	30 [20]	130 [100]	100 [86]	260 [206]

(注) ()内の80%以上を輸出する輸出型案件の数。
承認件数は発表毎に変動するため一定ではない。

(出所) 『タイ経済概況』バンコク商工会議所, 1988/
89年版, 414ページ。

してパーツが切り下がり, 日本からの直接投資が急増する87年には製品輸出が大幅に伸び, 年率34パーセントという高い数値を記録している。同じ87年には商品輸出に占める製品輸出の比率がはじめて50パーセントを超えた。また80年代前半に上昇したデット・サービス・レイシオ (輸出額に対する長期デット・サービス) も, 対外債務が増加しているにもかかわらず減少している。製品輸出が急増した結果生じた現象である (表9をみよ)。

輸出指向型投資が国民経済の内包的発展の帰結としてではなくむしろ輸出インセンティブによる外資導入に直接依存しながら展開されている, ——これが今日のタイ経済の特質である。88年に外国投資ラッシュで進出した企業数が急激に増えたが設備が本格的に稼働するのは89年

以降である。この時期になると輸出指向型投資に見合った輸出構造がわれわれの前に現れるであろう。

輸出指向型投資は輸出だけでなく輸入の構造も大きく変えている。表10をみよう。81年から85年までの4年間に中間材・原材料並びに資本財の輸入はそれぞれ177億パーツ (年平均44億パーツ) と184億パーツ (年平均44億パーツ) にすぎなかった。ところが, 85年から88年までの3カ年に中間材・原材料の輸入額は969億パーツ, 年平均323億パーツ, また資本財のそれは1,183億パーツ, 年平均394億パーツの伸びを記録した。つまり, タイの輸入総額に半製品・原材料と資本財輸入が占める比重は85年には60パーセントであったものが, 88年には輸入総額の四分の三, 75パーセントを数えた。

日本からの中間材・原材料も増加しているが, 比率は減少している。これはアジア・NIEsや他のASEAN諸国からの輸入が急増しているからである。機械設備等の資本財もアジアNIEsからの輸入が増えてきているが, 日本からの輸入も高い水準を保っている。

日本企業を中心とする外資の輸出指向型投資はタイの貿易構造を大きく変えた。輸出主導型投資によって製品輸出と同時に原材料・半製品及び資本財の輸入を急増させている。投資申請件数及び投資申請承認件数は資本財輸入の先行指標である。工場建設が進むにつれて資本財輸入がますます膨れ上がり, 90年半期から91年上半期にピークを迎えると考えられている [細谷『最近のタイ国投資動向』ジェトロ・バンコク・センター, 1989年]。

表9 タイ経済発展指標

	'81-'85	1986	1987	1988
実質経済成長				
GDP	5.6%	4.5%	8.4%	11.0%
農業	4.9%	0.2%	-2.0%	8.6%
製造業	5.0%	7.1%	12.0%	12.8%
サービス	6.3%	4.6%	10.1%	10.7%
経済構造(GDP比%)				
農業	21.4% ^②	16.5%	16.1%	16.9%
製造業	31.6% ^②	34.2%	34.7%	35.1%
サービス	47.0% ^②	49.3%	49.2%	48.0%
輸出(財及び非要素サービス)	24.0% ^②	26.5%	30.1%	34.5%
公財政(財政年度)				
公的部門赤字/GDP	6.0% ^③	4.7%	1.4%	-1.3%
公的部門債務/GDP	36.0% ^②	58.3%	56.0%	
通貨・信用				
M1成長率(12月～12月)	3.7%	20.0%	28.0%	
国内信用成長(12月～12月)	17.8%	6.4%	17.1%	
当座貸越最低金利 ^④	16.5%	12.3%	11.5%	
1年モノ期限付預金金利 ^④	12.6%	7.0%	7.0%	
貿易				
製品輸出(実質成長率)	2.4%	19.8%	34.0%	
製品輸出/商品輸出	34.7%	44.9%	52.2%	
経常勘収支/GDP	-5.3%	0.6%	-1.1%	-3.3%
交易条件インデックス	105.3	110.7	110.8	
為替相場(パーツ/米ドル, 平均)	23.7	26.3	25.7	
実効為替相場(1980=100)	96.4	117.6	125.1	
サービス・投資				
粗貯蓄/GDP	19.6%	22.6%	24.7%	24.2%
粗投資/GDP	24.9%	22.0%	25.8%	27.5%
公的固定投資/GDP(財政年度)	7.8%	7.6%	6.3%	5.8%
民間固定投資(実質成長率)	3.0%	-0.2%	26.1%	23.4%
物価				
消費者物価上昇率(12月～12月)	4.3%	1.7%	3.7%	
対外債務				
対外債務総額(億ドル)	108 ^②	180	203	
対外債務総額/GDP	32.9% ^②	43.2%	42.9%	
長期デット・サービス/輸出 ^⑤	14.4% ^②	25.4%	18.9%	

(注) ①指示されないかぎり期間平均

②1981年

③1982-85年財政年度

④年末水準ないしはその平均値

⑤IMF クレジット及び短期債務のデット・サービスは除外

(出所) *Bangkok Post*, July 4, 1989 (但し原資料は世銀レポート)

表10 タイの半製品・原材料及び資本設備関連財の輸入

(単位：100万バーツ)

	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988*
1 消費財輸入額 (内日本の比率)	18,263 (27.9)	17,905 (29.3)	22,308 (32.6)	22,692 (36.8)	23,966 (33.7)	24,466 (31.4)	33,844 (25.8)	36,661 —
2 中間財・原材料輸入額 (内日本の比率)	58,084 (30.3)	53,060 (28.7)	66,474 (27.2)	69,613 (27.6)	75,772 (28.1)	84,333 (25.0)	119,792 (21.8)	172,534 —
3 資本財輸入額 (内日本の比率)	56,985 (34.7)	48,192 (35.8)	69,814 (40.3)	73,607 (37.0)	75,404 (37.7)	78,316 (32.6)	105,916 (35.2)	193,659 —
4 その他 (内日本の比率)	83,414 (12.1)	77,495 (10.8)	78,013 (14.4)	79,243 (14.2)	76,027 (11.3)	54,243 (17.3)	74,657 (19.7)	85,017 —
5 日本からの輸入								
5・1 中間財・原材料	17,606	15,241	18,092	19,228	21,300	21,070	26,142	—
5・2 資本財	19,760	17,262	28,145	27,245	28,449	25,511	37,286	—
6 (5・1+5・2)/5(%)	71.1%	70.5%	71.4%	70.4%	74.7%	73.2%	73.0%	—
7 タイの輸入総額	216,746	196,616	236,609	245,155	251,169	241,358	334,209	487,871
8 (2+3)カ7(%)	53.1%	51.5%	57.6%	62.3%	60.2%	67.4%	67.5%	75.05%

(注) *は推定値

(出所) Bank of Thailand, *Quarterly Bulletin*, 各号。

3. 日系企業の輸出指向性と企業内国際貿易

3.1 日系進出企業の投資行動

86～88年の3カ年に外国投資に大きな変化が生じた。表11をみるとわかるが、第一に、タイ資本に対する外国資本の比重が登録資本スペースでみると強まった。85年までは外国資本は累積ベースで3割弱にすぎなかったが、86～88年の3カ年だけのフローでみると登録資本額の47パーセントに達した。

第二に、日本の投資は86～88年に総外国投資(フローベース)205億バーツの中の126億バーツ、すなわち62パーセントを占めた。88年末の累積外国資本金(登録資本金ベース)の半分は日本が占めた。一方で米国の投資比重が激減した。

第三に、米国に代わって台湾が第二の投資国になり、香港、シンガポールを合わせた華僑系NIEsの割合が五分の一近くを占めた。

80年代前半の日米間の投資対象業種を比較したのが表12である。米国は石油開発に投資を集中させる一方で、電気製品・部品に特化していた。それに対し、日系企業は国内市場をターゲットに繊維、金属・非金属部品及び電気製品・部品に進出していた。

86年以降、外国資本による投資構造を示しているのが表13である。86～88年3カ年に外国人によって登録された資本金の半分強が製造業投資であるが、その中の約半分すなわち受入資本金総額の四分之三が電気機器に集中している。

電気機器に強く傾斜した外国資本の投資行動は、日系企業のその反映である。表14からわかるが、86～88年3カ年間に日系企業が投資したプロジェクト件数290件の三分の一、97件が電気機器であった(進出対象業種の細目については参考資料5を参照されたい)。しかも新規進出企業は大半が輸出指向型の過半数支配であった(表15を参照)。

表11 80年代後半の投資国構造の変化

(単位:100万バーツ)

	1960年以降累計資本額		86-88年増加額 (B-A)	構 成 比	
	A. 60~85年末	B. 60~88年末		85年末	88年末
合 計	36,635(100.0)	80,104	43,469(100.0)		
タ イ	26,276(71.7)	49,252	22,976(52.9)		
外 国	10,359(28.3)	30,853	20,494(47.1)	100.0	100.0
1. 日 本	2,768	15,463	12,695	26.7	50.1
2. 台 湾	937	3,459	2,522	9.0	11.2
3. ア メ リ カ	1,717	2,978	1,261	16.6	9.7
4. 香 港	509	1,457	948	4.9	4.7
5. イ ギ リ ス	724	1,274	550	7.0	4.1
6. シ ン ガ ポ ー ル	458	952	494	4.4	3.1
7. ス イ ス	152	384	232	1.5	1.2
8. オ ー ス ト ラ リ ア	315	376	61	3.0	1.2
9. オ ラ ン ダ	276	368	92	2.7	1.1
10. マ レ ー シ ア	271	279	8	2.6	0.9

(原資料) BOI 月報88年12月

(注) 登録資本金額: 許可書発行企業の登録資本金額である。

(出所) 『タイ王国概況』1989年版, ジェトロ・バンコク・センター, 17ページ

表12 日米投資対象業種比較 (1980年代前半)

A 主要投資業種 (日米比較)

日 本		米 国	
3 大 投 資 部 門	%	3 大 投 資 部 門	%
(I) 建設	39	(I) 鉱業(石油開発)	41
(II) 製造業	31	(II) 製造業	29
(III) 販売業	22	(III) サービス	13
うち製造業部門内訳	(100)	うち製造業部門内訳	(100)
(I) 金属・非金属部品製造	(33)	(I) 電気製品・部品製造	(59)
(II) 電気製品・部品製造	(32)	(II) 石油製品製造	(14)
(III) 繊維製造	(24)	(III) 化学品製造	(11)

(注) 1981~85年投資総額の国別業種別シェア (ケットベース)

B プレゼンスの高い業種 (日米比較)

日 本	当該業種の 日本投資 当該業種の 外資総額	米 国	当該業種の 米国投資 当該業種の 外資総額
(I) 繊維製造	76%	(I) 石油開発	66%
(II) 金属・非金属部品製造	73	(II) 住宅・不動産	65
(III) 建設業	66	(III) 電気製品・部品製造	60

(注) 1981~85年業種別外国投資に占める国別シェア (ネットベース)

(出所) 『タイ国経済概況』1986/87年版, バンコク商工会議所, 517ページ。

タイの投資・輸出奨励策と企業内国際貿易

表13 タイ国産業別海外投資受入額

(単位：100万バーツ，伸び率，%)

	86年	87年	88年	構成比	87/86年	88/87年
工業	2,352	4,633	12,342	53.5	97.0	166.4
食品	361	481	952	4.1	34.1	97.9
繊維	36	989	1,069	4.6	264.7	8.1
金属	119	261	75	3.3	119.3	188.5
電気機器	757	1,041	5,409	23.4	37.5	419.6
輸送機械	67	148	696	3.0	120.9	370.3
化学	100	911	1,397	6.1	811.0	53.3
石油製品	8	9	3.3	0.0	12.5	△63.3
建築資材	5	14	29	0.1	180.0	107.1
その他	599	778	2,035	8.8	29.9	161.6
農業	61	179	295	1.3	194.5	64.8
鉱業	245	298	430	1.9	21.8	44.3
建設業	1,220	1,338	1,905	8.3	9.6	42.4
商業	1,248	2,000	3,539	15.3	60.2	77.0
金融機関	384	1,105	2,353	10.2	188.0	112.9
サービス業	795	1,073	2,205	9.6	35.1	105.5
ホテル	101	94	404	1.8	△6.9	329.8
住宅・土地	40	299	790	3.4	647.5	164.2
合計	6,305	10,626	23,068	100.0	68.6	117.1

(注) Equity Investment の流入額。

(出所) 『通商弘報』1989年6月16日

表14 各国企業の投資分野

国別 業種別	日本			台湾			米国			韓国			4カ国計		
	86~7	88	計	86~7	88	計	86~7	88	計	86~7	88	計	86~7	88	計
1. 農業・食品加工	14	6	20	8	7	15	9	4	13	0	1	1	31	18	49
2. 繊維	16	3	19	8	1	9	2	0	2	0	0	0	28	5	33
3. 木材・パルプ・紙	7	5	12	11	4	15	3	1	4	0	1	1	19	10	29
4. 化学	13	13	26	5	2	7	1	3	4	0	0	0	19	18	37
5. ゴム	4	2	6	3	15	18	1	7	8	0	0	0	8	24	32
6. 鉄・非鉄、金属製品	21	17	38	6	3	9	5	0	5	2	0	2	32	20	52
7. 電気機器	33	64	97	9	15	24	3	9	12	1	4	5	46	92	138
8. 輸送用機器	19	2	21	1	3	4	0	0	0	0	0	0	20	5	25
9. 精密機器	0	7	7	1	1	2	3	0	3	0	0	0	4	8	12
10. その他機器	7	4	11	1	0	1	2	0	2	0	0	0	10	4	14
11. 消費財	18	15	33	59	43	102	8	6	14	2	4	6	87	68	155
総合計	152	138	290	112	94	206	37	30	67	4	10	14	305	272	577

(原資料) BOI 承認リストから JETRO バンコクセンターで86~87年，88年上半期までを整理したもの。

(出所) 表12に同じ。

表15 タイ進出の日系電機・電子メーカー (1987-89年初)

日本企業名	資本金 (万バーツ)	出 資 比 率	生 産 品 目
田 淵 電 機	5,000	当社100%	高圧トランス, 小型トランス
アポロ電子工業	7,000	アポロ80%, ローム20%	トランジスタ
帝国通信工業	(不明)	当社70%, 住友商事5%, 当社シンバポール子会社25%	AV 機器用部品(可変抵抗器, スイッチ)
日 立 電 線	1,700	当社45%, 現在10%, ハヤカワ電線45%	家電用ワイヤーハーネス
愛 知 電 機	(不明)	当社12.5%, 現地83.3%, 豊田通商2.1%, トヨタ・タイ2.1%	変圧器
三陽電機製作所	1,000	当社80%, 三陽貿易20%	ネオン変圧器
日 新 電 機	3,000	当社93%, 現在2%, 住友商事5%	小型電力コンデンサー
日本精密工業	4,000	当社100%	VTR 部品, 電子シャッター
三永金属工業	360	当社100%	電子レンジ・冷蔵庫部品
共立電気計器	1,000	当社100%	電気計測器
三 菱 電 機	60,000	当社20%, 三菱商事10%, 現地70%	ブラウン管
昭 和 ア ル ミ	5,000	当社25%, 兼松江商5%, 現地70%	冷蔵庫用エバポレーター
三 菱 電 機	16,000	(不明)	エアコン用コンプレッサー
ソ ニ ー	136	当社100%	磁気テープ
三 菱 電 機	6,000	当社80%, 現地20%	5.25インチ FDD
日 本 電 気	8,400	当社60%, 現地40%	電子交換機
富 士 通	(不明)	(不明)	情報処理・通信機器
日 本 電 気	2,000	当社51%, 現地49%	カラー TV
シ ャ ー プ	35,000	当社100%	電子レンジ, 冷蔵庫, ラジカセ等
ク ラ ウ ン	35,000	当社60%, 三菱商事10%, 現地30%	カラー TV, ステレオ, カーラジオ, ラジオ時計, CD, エーブレコーダ, ヘッドホンステレオ等
シ チ ズ ン	5,000	当社51%, 現地49%	腕時計, 掛け・置き時計

(出所)『環太平洋ビジネス情報』Vol. 2 (1989), No. 5.

電気機器にみられる輸出指向型投資は他の業種にもみられる一般的傾向である。86～88年にタイ国内に新規投資をした日系企業の生産品目と投資の内容(88年)については前ジェトロ・バンコク・センター(大蔵省)が作成された参考資料6をみられるとよい。

輸出指向型投資は新規進出企業にだけみられる傾向ではない。この点と関連してジェトロは興味深い調査をしている。

ジェトロは投資委員会(BOI)が承認した日系企業297社に実態調査のために調査表を送り、157社から回答を得た。その結果は『通商広報』89年7月13日に公表されているので、本稿に関連する限りで触れておこう。

表16-A は回答企業が業種別に分類されて

いる。()内はプラザ合意以降に設立された企業で合計38社, 残りの119社はそれ以前に設立されている。設立時期は60～65年, 70～75年及び86年以降の3つの時期が多い。

解答企業の進出形態は157社中130社, つまり83パーセントがタイ資本との合弁形態である。100パーセント出資形態も全体の17パーセントの27社あった。これらの単独進出企業はプラザ合意以降に進出した輸出指向型企業(生産高の80パーセント以上を輸出)で, 電気・電子が13社と圧倒的に多かつた。

合弁企業130社の中日本側が49パーセント以下であるタイ国内企業(外国企業の定義は第1節をみよ)は全体の72パーセント94社であった。また, 51パーセント以上の外国企業は29社で,

表16 ジェトロによる日系進出企業の実態調査

A 業種別回答企業数

	回答企業数	計
食品	11	(1)
繊維	24	(2)
木・木製品	7	(2)
パルプ・紙製品	2	(1)
出版・印刷	0	(0)
化学	21	(1)
医薬品	4	(0)
石油製品	0	(0)
ゴム製品	3	(1)
窯業	0	(0)
非鉄金属	5	(1)
金属製品	11	(3)
一般機械	6	(3)
電子・電気	31	(16)
輸送機械	19	(3)
精密機械	1	(1)
その他	12	(3)
合計	157	(38)

(注) カッコ内は86年以降の設立企業数。

B 輸出比率別内訳

	0	20%未満	20~50%未満	50~100%未満	100%	無回答	合計
食料	1	2	1	2	4	1	11
繊維	0	5	6	6	5	2	24
木・木製品	0	0	0	4	1	2	7
パルプ・紙	2	0	0	0	0	0	2
化学	5	9	1	3	1	2	21
医薬品	0	0	1	2	1	0	4
ゴム製品	0	1	1	0	0	1	3
非鉄金属	4	0	0	0	1	0	5
金属製品	1	5	2	0	2	1	11
一般機械	2	1	2	1	0	0	6
電気・電子	1	11	1	3	13	2	31
輸送機械	11	3	2	3	0	0	19
精密機械	0	0	0	0	0	1	1
その他	2	1	0	4	3	2	12
合計	29	38	17	28	31	14	157

(出所) ジェトロ『通商広報』1989年7月13日

輸送機械が6社、電気・電子が4社であった。

86年以降輸出指向型の企業進出が増加しているが、それ以前の既存企業は国内市場指向型が圧倒的に多い。とはいえ、解答企業157社中で輸出をまったく行っていない企業はわずか29社(20パーセント)にすぎず、輸送機器、一般機械、非鉄金属にそれが多い。

従来国内市場指向型であった企業も輸出比率を高め、電気・電子にいたっては1社を除いてすべて輸出している。表16-Bに表されているように、輸出比率50パーセント以上である企業が59社で38パーセントを占めている。100パーセント輸出企業も電気・電子を中心に31社ある。

このように、プラザ合意以降の円高と輸出インセンティブの下で国内市場指向型であった既存企業をも巻き込んだ輸出指向型投資が展開されている。

3.2 日系企業による企業内国際貿易

すでに本稿2.1で製造業投資は件数的にはアジアに集中し、電機、電子の比重が高いことを指摘しておいた。87年から88年にかけて外国投資の高い伸びがみられるタイ、マレーシア、インドネシア、フィリピン4カ国に諸外国は積極的な投資を行っているが、その現況を示したのが表17である。日系企業がASEAN4カ国の内でもとりわけタイに投資を集中している様が見える。

これとは対照的に、インドネシア、フィリピンでは台湾の投資が活発であるのに比べて日系企業の動きは鈍い。タイ、マレーシアの投資額と比較して隣国であるインドネシアに対する投資が少ないのは、家電など組立加工メーカー等輸出指向型業種による生産拠点化の動きが見られないことが関係している。

表17 アセアン4カ国への外国投資

(単位：百万米ドル)

	タイ			マレーシア			インドネシア			フィリピン			
	1988年	1987年	伸び率 (倍)	1988年	1987年	伸び率 (倍)	1988年	1987年	伸び率 (倍)	1988年	1987年	伸び率 (倍)	
総投資額	6,210	1,946	3.2	1,800	818	2.2	4,408	1,457	3.0	486	167	2.9	
主要国別投資額	日本	3,058	967	3.2	451	284	1.6	247	532	0.5	117	29	4.0
	台湾	850	299	2.8	306	96	3.2	910	9	101.1	111	9	12.3
	米国	676	172	3.9	197	64	3.1	672	73	9.2	162	36	4.5
	香港	453	122	3.7	110	35	3.1	239	135	1.8	27	28	1.0
	シンガポール	275	63	4.4	155	103	1.5	240	6	40.0	N.A	N.A	—
	マレーシア	98	11	8.9	—	—	—	N.A	N.A	—	N.A	N.A	—
	韓国	109	13	8.4	15	1	15.0	199	23	8.6	N.A	N.A	—
英国	333	103	3.2	73	30	2.4	121	13	9.3	16	10	1.6	

(タイ BOI, マレーシア MIDA, インドネシア BKPM, フィリピン BOI 資料より作製)

(出所)『環太平洋ビジネス情報』Vol. 2 (1989), No. 5, 4ページ。

インドネシアには投資時の免税措置がなく、進出に際して現地資本との合弁、企業の現地化が義務づけられている。これが世界市場をにらんだ戦略拠点を求めて進出を考えている日系企業の投資意欲を減退させている(佐藤明義・青木章「生産拠点としてのアセアン諸国」『環太平洋ビジネス情報』Vol. 2 (1989), No. 5)。こんにち実際に電機・電子を中心にグローバルな企業戦略が ASEAN とりわけシンガポール、タイ、マレーシアで進展している。表18及び表19は、それぞれ ASEAN 進出日系企業の売上・仕入チャンネルと同企業の売上・仕入に占めるグループ内取引のシェアである。

この調査は87年に行われている。したがって、87年以降タイ、マレーシアを中心に顕著となった輸出指向型投資ラッシュの実勢を十分に反映しているとはいえない。というのは、投資の申請承認から生産設備が稼働して商取引が行われ始めるまで1, 2年は必要とするからである。それでも ASEAN 諸国の貿易がかなりの部分企業内国際取引として行われていることをこれらの表は教えてくれる。

輸出指向型投資案件の工場・設備がタイ、マレーシアで実際に稼働する前の87年当時においても、ASEAN に進出している日系製造業は全体として売上の40パーセントを日本向け(10パーセント)及び第三国向け(30.6パーセント)輸出に頼っていた。電気機械はその売上高(4,000億円)が製造業全体(1兆3,000万円)の30パーセントを占めるほどに日系進出企業の基幹部門で、進出目的は現地市場指向型でもあった。だが、その当時でも現地販売は43パーセントで、日本向けと第三国向け輸出がそれぞれ7.4パーセントと49.6パーセントであった。しかも第三国向け輸出の67.7パーセントは対アジア向けで、米国向けとヨーロッパ向けがそれぞれ17.1, 14パーセントであった(表18)。

電気機械の輸出における仕向先をみると、日本向けの場合に57.7パーセントが、売上の42パーセントを占めるアジア、アメリカ向けの場合には30パーセント弱が同一企業グループに宛てたものであった。製造業全体をみても、第三国向け貨物の60.8パーセントを占めるアジア地域向け輸出において四分の一が企業内取引で

タイの投資・輸出奨励策と企業内国際貿易

表18 アセアン進出日系企業の売上 (A) 及び仕入 (B) チャネル

A 販売先別売上高内訳

(1987年調査; 単位: 100万円, %)

	製 造 業	食 料 品	織 維	木 材・ 紙・ パル プ	化 学	鉄 鋼	非 鉄 金 属	一 般 機 械	電 気 機 械	輸 送 機 械	精 密 機 械	石 油・ 石炭 製品	そ の 他 製 造 業
現地販売 (A)	59.3	14.9	59.4	46.1	75.8	92.3	28.1	76.9	43.0	76.0	18.9	100.0	87.1
日本向け輸出 (B)	10.0	9.3	8.1	32.6	5.6	6.1	33.2	8.1	7.4	7.9	16.2	0.0	4.8
第三国向け輸出 (C)	30.6	75.8	32.6	21.3	18.6	1.6	38.7	15.1	49.6	16.0	64.9	0.0	8.1
第三国向け内訳													
北米	16.8	5.1	5.6	2.3	3.9	16.6	0.0	68.7	17.1	35.4	15.4	0.0	11.0
中南米	1.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	8.2	0.1	0.0	0.0
アジア	60.8	42.6	61.2	75.4	93.0	69.6	100.0	19.9	67.7	15.4	55.3	0.0	78.1
中東	4.3	36.9	10.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	2.9	0.5	0.0	5.6
ヨーロッパ	14.5	13.3	5.5	22.3	1.9	0.0	0.0	10.6	14.0	25.7	28.0	0.0	1.9
オセアニア	1.7	2.0	17.5	0.0	1.0	13.8	0.0	0.8	0.1	4.7	0.7	0.0	3.6
アフリカ	0.9	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	7.8	0.0	0.0	0.0
合計 (A) + (B) + (C)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
売上高総計	1,309,316	31,167	137,910	17,243	176,612	102,677	80,724	47,548	400,022	190,439	24,544	1,065	99,365

B 調達先別仕入高内訳

	製 造 業	食 料 品	織 維	木 材・ 紙・ パル プ	化 学	鉄 鋼	非 鉄 金 属	一 般 機 械	電 気 機 械	輸 送 機 械	精 密 機 械	石 油・ 石炭 製品	そ の 他 製 造 業
現在調達 (A)	47.4	100.0	44.9	99.9	82.9	12.4	83.0	61.2	31.1	29.8	2.9	0.0	43.7
日本からの輸入 (B)	38.7	0.0	10.0	0.1	10.4	75.6	10.6	37.6	55.3	59.5	89.6	0.0	46.3
第三国からの輸入 (C)	13.9	0.0	45.1	0.0	6.8	11.9	6.4	1.2	13.6	10.7	7.5	0.0	10.0
第三国からの輸入内訳													
北米	15.2	0.0	9.3	0.0	0.0	0.0	31.4	96.8	0.2	30.7	0.0	0.0	46.5
中南米	7.9	0.0	0.0	0.0	0.0	39.4	26.7	0.0	0.0	0.5	0.0	0.0	0.0
アジア	50.2	0.0	21.1	0.0	22.6	31.4	0.0	0.0	98.3	53.7	62.9	0.0	33.1
中東	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
ヨーロッパ	4.8	0.0	0.0	0.0	77.4	0.0	0.0	3.2	0.1	15.2	37.1	0.0	2.7
オセアニア	16.5	0.0	69.6	0.0	0.0	29.3	0.0	0.0	1.5	0.0	0.0	0.0	14.3
アフリカ	5.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	41.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3.4
合計 (A) + (B) + (C)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(出所)『第3回海外事業活動基本調査・海外投資統計総覧』ケイブン出版, 1989年。

あった (表19)。

原材料, 半製品の仕入先を製造業全体でみると47.4パーセントが現地調達である。現地以外の外国調達部は, 繊維を除いたほとんどの業種で日本を主要な調達源としていた。仕入高 (1, 100億円) が製造業全体 (3, 700億円) の31パーセントを占めていた電気機械においても事情は変わらず, 現地調達は30パーセントにすぎな

かった。実に原材料, 半製品の仕入の55パーセントが日本に依存していた。第三国からの輸入は仕入の13.6パーセントにすぎなかったが, その98パーセントはアジアであった。

ASEAN 進出日系製造業全体では日本からの仕入の内66.7パーセントが同一グループからのものであった。電気機械でも事情は同じであった。日本からの仕入の70パーセント, 第三

表19 アセアン進出日系企業の売上高 (A)・仕入高 (B) に占めるグループ内取引のシェア

A 同一企業グループ内取引の比率 (売上高)

(1987年調査)

	製造業全体	食料品	繊維	木材・紙・パルプ	化学	鉄鋼	非鉄金属	一般機械	電気機械	輸送機械	精密機械	石油・石炭製品	その他製造業
現地販売 (A)	9.2	0.0	17.5	0.0	4.9	3.8	17.6	3.0	13.4	13.8	1.5	0.0	0.0
日本向け輸出 (B)	78.5	50.7	100.0	26.3	75.5	100.0	100.0	100.0	57.7	45.0	93.6	0.0	80.7
第三国向け輸出 (C)	17.0	0.0	4.2	0.0	2.3	0.0	0.0	78.3	16.5	37.5	91.3	0.0	4.1
第三国向け内訳													
北米	47.7	0.0	1.1	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	29.5	72.2	100.0	0.0	9.4
中南米	0.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.3	0.0	100.0	0.0	0.0
アジア	24.2	0.0	0.0	0.0	2.0	0.0	0.0	0.0	29.9	0.0	85.1	0.0	1.8
中東	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
ヨーロッパ	30.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	14.9	29.4	100.0	0.0	16.7
オセアニア	43.7	0.0	0.0	0.0	66.3	0.0	0.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	51.4
アフリカ	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
合計 (A) + (B) + (C)	18.5	4.7	19.8	8.6	8.4	9.6	38.1	22.1	18.2	20.1	74.6	0.0	4.2

B 同一企業グループ内取引の比率 (仕入高)

	製造業全体	食料品	繊維	木材・紙・パルプ	化学	鉄鋼	非鉄金属	一般機械	電気機械	輸送機械	精密機械	石油・石炭製品	その他製造業
現地調達 (A)	8.2	0.0	20.9	37.6	5.6	30.4	0.0	0.0	19.6	7.0	0.0	0.0	0.0
日本からの輸入 (B)	66.7	0.0	32.0	0.0	56.0	46.9	65.1	60.9	77.6	70.3	87.8	0.0	60.9
第三国からの輸入 (C)	30.5	0.0	20.8	0.0	70.3	3.6	0.0	96.8	59.8	39.6	62.9	0.0	15.4
第三国からの輸入内訳													
北米	37.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	66.7	100.0	0.0	0.0	0.0
中南米	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
アジア	43.5	0.0	0.0	0.0	9.6	0.0	0.0	0.0	68.6	0.0	100.0	0.0	15.0
中東	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
ヨーロッパ	52.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	96.9	0.0	0.0	0.0
オセアニア	75.4	0.0	96.4	0.0	0.0	12.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	85.6
アフリカ	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
合計 (A) + (B) + (C)	33.9	0.0	22.0	37.6	15.2	39.7	6.9	24.0	57.1	48.2	83.4	0.0	29.8

C 設備調達先別の設備投資状況

	製造業全体	食料品	繊維	木材・紙・パルプ	化学	鉄鋼	非鉄金属	一般機械	電気機械	輸送機械	精密機械	石油・石炭製品	その他製造業
現在調達	24.9	100.0	32.7	100.0	85.9	32.4	9.0	31.7	35.5	28.0	18.4	0.0	50.0
うち同一グループ内	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	5.7	0.0	0.0	0.0	0.0
日本からの輸入	75.1	0.0	67.3	0.0	14.1	67.6	91.0	68.3	64.5	72.0	81.6	0.0	50.0
うち同一グループ内	4.9	0.0	7.0	0.0	3.7	10.0	0.2	25.5	9.2	3.8	0.0	0.0	23.1
第三国からの輸入	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
うち同一グループ内	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	1.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
うち同一グループ内	6.0	0.0	7.0	0.0	3.7	11.5	0.2	25.5	14.8	3.8	0.0	0.0	23.1

(出所) 表18に同じ。

国からの輸入の40パーセントが同一企業からの調達であった。つまり、ASEANに進出した電気機械部門の日系企業は外国から調達する原材料・半製品の42パーセントを同一企業グループから調達していた。

表19-Cは資本設備の調達先を示している。食料、木材・紙・パルプ、化学を除く業種で設備は日本から輸入されている。輸入される設備の調達先は同一グループ外であるが、生産設備が技術の移転と結びついている以上親会社があるらかの形で関与していると考えるのが自然であろう。

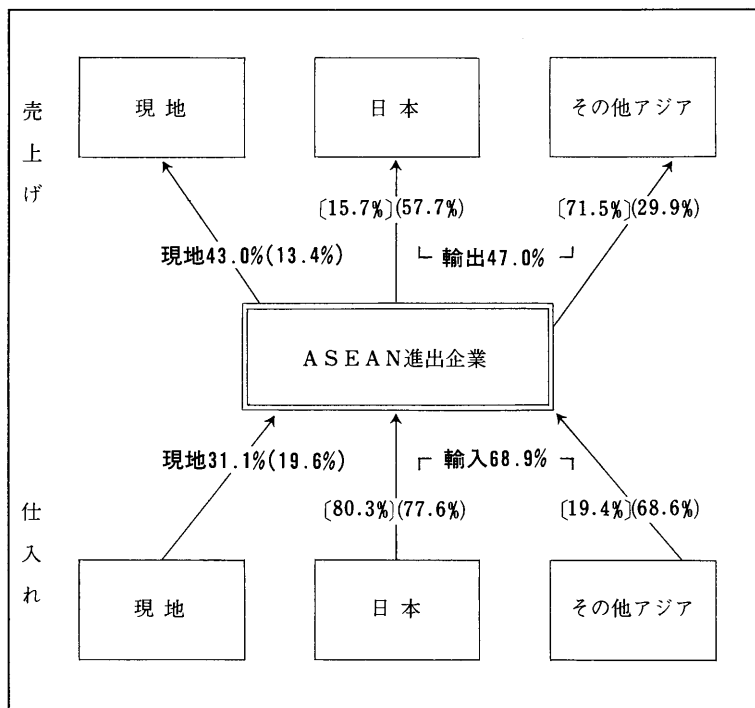
表18, 19を踏まえてASEAN進出電気機械企業におけるアジア市場の規模と企業内貿易を

示したのが図1である。

これは87年当時のアジア圏企業内貿易概念図である。今日では欧米の比重が上がり、また現地市場のウエイトが下がっていると予想される。だが日本を含むアジア市場を軸にASEANに進出している電気機械関連企業が企業内国際分業を形成しているのを確認できることは興味深い。

日本電子機械工業会の調査データ（88年5月現在）によると、東南アジアに進出している電子・電機産業の日系現地法人（生産）は345社である。台湾の99社を筆頭に、韓国に68社、香港に15社、ASEANに141社、中国に16社が設立されていた。88年以降タイ、マレーシアを中心に

図1 ASEAN進出電気機械産業にみるアジア市場と企業内国際貿易概念図



(注) () 内は同一グループ内取引の割合；〔 〕内は輸出，輸入の比率（出所）表18に同じ

表20 電子・電機産業のアジア生産拠点 (国別・部門別)

	民生用電子・電気機器												産業用電子機器										電子部品																	合計			
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	電子部品合計													
	テレビ	VTR(含ビデオカメラ)	ラジオ	ステレオ	CDプレーヤー	カオオーディオ(含カーCD)	電子レンジ	冷蔵庫	洗濯機	扇風機	その他の民生用電子機器	民生用電子機器合計	電話機	ポケットベル	自動車電話	その他の移動通信装置(含放送装置)	電子計算機(含パソコン)	電子計算機関連装置(周辺機器等)	電卓	複写機(PPC)	その他の産業用電子機器	産業用電子機器合計	抵抗器	蓄電器	変成器(含コイル)	音響部品(スピーカー・マイクロホン)	磁気ヘッド	小型モーター	コネクタ	スイッチ	小型機械部品	複合部品(含ユニット)	磁気テープ	半導体素子	集積回路	テレビ用ブラウン管	その他の民生用機器用部品	その他の産業用機器用部品	その他の電子部品	電子部品合計			
韓国	1		1	5	3	1	2				2	7	1				2	2	1	1	5	12	4	14	16	5	4	2	4	9	4	6		3	4	5	3	8	54	68			
中国	2		1	2				1			4	6						1		2	1	4		1	2	2	2	2	1				2		1	1	1	2	9	16			
台湾	6	3	6	11	9	6	2	1	4	3	2	8	20	5		1	3	1			6	14	13	15	18	6	6	6	5	11	6	8	4	2	1	6	2	12	73	99			
香港			1	1							2	3	2		1						2	1	1	1	1	1	1	2	1	1						1	3	3	10	15			
タイ	6			2			1	1	4	6	2	8	13	1						2	3	6		2	1		1				1	1	1	1	1	1	1	3	10	25			
シンガポール	5		3	6	5	2	4	1		1	8	16	2		1	2				4	8	3	6	6	3	1	2	1	1	2	3	3	3	1	11	4	3	37	56				
マレーシア	6		3	5	3	2	4	1	2	3	1	5	16							3	3	4	5	8	1	2	1	1	2	4		4	2		5	3	1	27	45				
フィリピン	4	1	1	1	2				2	3	4	7		1		1				2	3		1	1		1	1	1		2		1			1	1		4	10				
インドネシア	2		1	2	1			2	2	1	3	3			1					1		2																		5			
インド		1									3	4									1	1																			5		
イラン											1	1																														1	
アジア州	32	5	17	35	23	11	23	4	13	16	10	48	98	11	1	1	3	2	8	3	1	6	25	55	25	45	51	18	14	16	13	28	18	21	1	18	12	3	31	18	32	224	345

(出所) 日本電子機械工業会

日系企業による電子・電機関連業種の直接投資は加速され、ASEANはアジアのみならず世界の一大生産拠点に転化してきている。

4. 結びにかえて

一輸出インセンティブと日系多国籍企業

いまシンガポールはASEANのみならず台湾をも包含する日系多国籍企業を中心にアジア本部(ヘッド・クォータ)として再編されつつある。これには国際金融市場、国際港湾・交通設備あるいは国際通信・情報等、シンガポールの社会資本の充実、さらには減税をメインに

したシンガポール政府の企業の統括センター(OHQ: Operating Head Quarter)の誘致政策等がベースになっている。

だが、社会資本の充実は企業のアジア本部設立の十分条件ではあっても必要条件ではない。電機・電子を中心に日系企業がASEAN、台湾を守備範囲としてシンガポールにアジア統括本部を設立するか、実質的な統括本部機能をシンガポール現地法人に賦与するかしているのは、87年以降タイ、マレーシアを中心に組立加工のみならず部品メーカーの大量進出の結果である。

ASEAN、台湾を包含する巨大な潜在市場と

欧米日を対象とした輸出指向型産業の設立は、完成品の世界的配給、部品・半製品の地域的国際的分配を基盤にコンピュータ化された企業内国際物流管理システム（企業内国際物流コントロールシステム）の構築を必要としている。また、ASEAN 諸国の現地金融市場の特性や企業内部の国際的資金調達と運用という金融面での多国籍的な資産とリスクの管理が多国籍的な生産と財・原材料の世界的な配給に照応して必要となる。

日本の資本は、タイ、マレーシアに引き続き、インドネシア、フィリピンを進出の対象として新しい動きをみせ始めている。シンガポールは国際的な生産、物流・運輸、金融、通信の中心として ASEAN 内部だけでなく、ASEAN とアジア全域、ASEAN と世界を結ぶ軸受けとなってきた。

このような日系企業を中心とした生産の多国籍化とそれに足場をおいた企業のアジア統括センター設立の動きをシンガポール以外の

ASEAN 諸国の側からながめると、過半数支配を是とする輸出指向型外国投資の積極的導入政策がある。ここには国民経済を形成・発展させようとする投資受入国側の要求とグローバルな開発・生産行程の部分行程としての受入国の現地法人を統括する多国籍企業の論理との食い違いが認められる。

本稿の主張の一つは、個々の投資受入国の輸出指向型投資奨励を単純な国民経済展論としてながめるのではなく、日系多国籍企業のアジアにおける生成・発展の旋回軸として経済学的に分析しなければならないという問題の提起である。

(付記) 資料収集等で共同研究者であるチュラロンコン大学準教授コンサク氏、並びにタイ国政府貿易センター大阪代表部副所長パタイ氏にお世話になった。記して御礼に代えたい。

参考資料1 外国企業規制法(1972年11月制定)業種リスト

A表(新設・既設を問わず「外国企業」を認めない業種)

- 第1部—農事業
- (1) 米作
 - (2) 製塩:石塩を含む,岩塩を除く
- 第2部—商業農産物の国内商業
- (1) 地方農産物の国内商業
 - (2) 不動産売買業
- 第3部—サービス業
- (1) 会計
 - (2) 法律業
 - (3) 建築
 - (4) 広告
 - (5) 仲介あるいは代理業
 - (6) 競売業務
 - (7) 理髪・調髪・および美容
- 第4部—その他の事業
- (1) ビル建設

C表(登録局長への申請許可を条件として「外国企業」の新設を認める業種)

- 第1部—商事業
- (1) 各種商品の国内卸売業,但し,A表に指定のものを除く
 - (2) 各種商品の輸出
 - (3) 動力機械,エンジンおよび工具の小売業
 - (4) 観光促進のための食品,飲料の販売
- 第2部—工業および手工業
- (1) 飼料製造
 - (2) 植物油の精製
 - (3) 繊維品製造(紡績,染色およびプリントを含む)
 - (4) ガラス容器製造(電球を含む)
 - (5) コップ,茶わん,皿の製造
 - (6) 書簡用紙,印刷用紙の製造
 - (7) 岩塩製造
 - (8) 鋳業
- 第3部—サービス業
- (1) A表およびB表指定以外のもの
- 第4部—その他の事業
- (1) A表指定以外の建設

B表(新規の「外国企業」を認めない業種)

- 第1部—農事業
- (1) 農作
 - (2) 園芸(果実および野菜)
 - (3) 養蚕を含む家畜飼育
 - (4) 林業
 - (5) 漁業
- 第2部—工業および手工業
- (1) 精米
 - (2) 米および農作物からの製粉
 - (3) 砂糖製造
 - (4) 飲料(アルコール飲料と清涼飲料)製造
 - (5) 製氷
 - (6) 製菓
 - (7) 冷蔵
 - (8) 木材加工
 - (9) 金製品,銀製品,黒金製品あるいは青銅製品
 - (10) 仏像の製造・鑄造および僧鉢製造
 - (11) 木材彫刻品製造
 - (12) 漆器製造
 - (13) 各種マッチの製造
 - (14) 石灰,セメントあるいはセメント製品の製造
 - (15) 砕岩あるいは採石
 - (16) 合板,ベニヤ板,チップボードあるいは板紙製造
 - (17) 衣料あるいは靴の製造,但し,輸出用を除く
 - (18) 印刷業務
 - (19) 新聞の出版
 - (20) 絹紡績,絹織物あるいは絹地擦染
 - (21) 絹布,絹糸あるいは絹繭製品の製造
- 第3部—商業
- (1) 各種小売業,但し,C表に指定のものを除く
 - (2) 鉱産物販売,但し,C表に指定のものを除く
 - (3) 各種の食品,飲料の販売,但し,C表に指定のものを除く
 - (4) 古物,骨董品あるいは美術品の販売
- 第4部—サービス業
- (1) 旅行代理業
 - (2) ホテル業,但し,ホテル管理業を除く
 - (3) 法律に基づくサービス提供
 - (4) 写真撮影,現像および焼付
 - (5) 洗濯業
 - (6) 衣服の仕立て
- 第5部—その他の事業
- (1) 陸上,水上あるいは航空による国内輸送

(注1) A表の事業を行なう「外国企業」で1972年11月現在既存のものは2年以内に中心またはダイ・マジョリティとする必要がある。

(注2) B表C表の事業を行なう「外国企業」で1972年11月現在,既存のものは,BOIの奨励企業を除き下記の制限を受けることとなっている。

④1972年11月以降の支店の増設禁止。

⑤年間の生産量又は販売量の伸びを,1972年度決算期の30%以内とする。

(出所) 『タイ経済概況』1986/87年版バンコク商工会議所

参考資料2 外国人就業禁止リスト (1979年5月制定: Schedule annexed to the Royal Decree, Stipulating work in occupation and profesel Prohibited to aliens 1979)

1. 肉体労働 (人夫)
2. 農耕, 家畜飼育, 林業, 漁労 (専門的分野或いは農場監督を除く)
3. 煉瓦工, 大工, 或いは他の建築業
4. 木工職
5. 原動機付運搬具, 原動機なし運搬具の運転職, 但し国際航空機のパイロットを除く
6. 店頭販売業務
7. 競売人
8. 会計業務において監督, 監査または役務を提供すること, 但し臨時の社内監査職を除く
9. 宝石の研磨
10. 散髪, 理容, 美容師
11. 手職
12. 葦, 籐, ボンベイ麻糸, 麦わら, 或いは竹の編み細工, 呉座造り
13. 手すき紙製造
14. 漆器製造
15. タイ特産楽器製造
16. 黒金象眼細工
17. 金細工, 銀細工他貴金属細工
18. 石細工
19. タイ人形の製造
20. マットレス, 上がり毛布製造
21. 托鉢用鉢の鑄造
22. シルク手織
23. 仏像鑄造
24. ナイフ製造
25. 紙傘又は布傘製造
26. 靴製造
27. 帽子製造
28. ブローカーもしくは代理店業, 但し国際商取引における代理業務を除く
29. 土木工事における設計, 積算, 統合, 分析, 計画, テスト, 監理, 及び助言等のエンジニアリング業務, 但し専門技術を除く
30. 建築業における設計, 仕様書作成, 見積, 助言業務
31. 衣服製造
32. 陶製品製造
33. 手巻きによるタバコ製造
34. ガイド, 旅行案内業
35. 行商人
36. タイ印字タイプ
37. 手織絹糸布
38. 事務的・秘書的業務
39. 法律又は訴訟手続に関し役務を提供すること

参考資料3 1977年投資奨励法 (Investment Promotion Act, B. E. 2520)

プミボン国王陛下は1977年4月29日次のとおり布告した。

投資奨励法の改正が必要であるゆえに、国政改革評議会の助言と同意を受けて、国王は下記のとおり制定する。

第1条 本法は「1977年投資奨励法」と呼ぶ。

第2条 本法は官報公示日の翌日から施行する。

第3条 下記は本法をもって無効とする。

①1958年11月29日付革命団布告 No 31

②1972年10月18日付国政評議会布告 No 227

その他すべての法律、規則および細則は、本法の規定に関係し、または本法の規定に反しもしくは矛盾するかぎり、本法によって代えられるものとする。

第4条 本法において、「申請者 (Applicant)」とは、本法の規定にもとづき奨励認可を申請する者という。

「被奨励者 (Promoted Person)」とは、本法の規定にもとづき奨励許可証を取得した者をいう。

「機械類 (Machinery)」とは、奨励業種の産業活動に必要な不可欠の機械および工場建設に必要な不可欠の機械であつて、構成部品、機器、工具、およびプレハブ構造物など、工場として組み立てられる資材を含むものとする。

「委員会 (Board)」とは、投資委員会 (Board of Investment) をいう。

「委員 (Member)」とは、投資委員会の構成員をいい、委員会の議長と副議長を含むものとする。

「諮問委員 (Advisor)」とは、投資委員会諮問委員をいう。

「事務局長 (Secretary General)」とは、投資委員会事務局長をいう。

「事務局 (Office)」とは、投資委員会事務局をいう。

「事務官 (Competent Official)」とは、本法の施行を目的として首相から任命された者をいう。

第5条 首相は本法の施行に関する管理責任を負い、その施行に当たる事務官を任命する権限を持つ。

第I章 委員会、諮問委員および事務官

第6条 首相を委員長、工業相を副委員長とし、その他首相が適格者として任命する10人を超えない委員および事務局長 (委員を兼ね、秘書役である) から成る投資委員会を設ける。委員会は本法にもとづいて任務、権限を与えられるものとする。

首相は以上の他に、5人を超えない適格者を委員会の諮問委員として任命することばできる。

第7条 委員会の委員または諮問委員の任期は2年とする。

委員または諮問委員の任命が、当該委員または諮問委員の存在期間中に行われる場合には、委員の交替であると補充であることを問わず、前委員または諮問委員の残余期間を務めるものとする。

退任した委員または諮問委員は、再任されることができる。

第8条 第7条1項にもとづく任期満了による退任とは別に、委員または諮問委員は次の事由にもとづいて空席となる。

- (1) 死亡
- (2) 辞任
- (3) 首相による罷免
- (4) 破産者となったとき
- (5) 無能力者・準無能力者の宣告を受けたとき
- (6) 終審における判決で禁固刑の言い渡しを受けたとき。

ただし、軽犯罪または過失犯罪の場合をのぞく。

第1項にもとづいて、委員または諮問委員が空席になるときはいつでも首相はその補充をするためにいずれか他の者を任命することができる。

第9条 委員会の議長は委員会の会議を召集するものとする。

委員会の会議においては、委員の総数の2分の1以上の出席をもって定足数とする。

議長は会議に欠席するかまたは出席できないときは、副議長が会議の議長を務めるものとする。副議長が欠席するかまたは出席できないときは、出席した委員の中から議長を互選するものとする。

会議の決定は過半数による議決によるものとする。

採決に当たっては、それぞれの委員が1票を有するものとする。可否同数の場合には、議長が決定票としてさらに、1票の議決権を有するものとする。

第10条 議長がその職務を遂行することができないときには、副議長が役を務めるものとする。議長および副議長

がその職務を遂行することができないときは、事務局長が会議を召集し委員の互選で議長代行を決めるものとする。

第11条 本法にもとづく任務の遂行にあたって、委員会は、特定の任務を遂行するための小委員会の任命や、証言、説明、助言または意見を求めるための関係者の召喚などに関する権限を、事務局にゆだねることができる。

小委員会の会議運営については、第9条の規定を準用する。

第1項の特定の任務が完了したならば、事務局または小委員会のうち、いずれか適当な方が、投資委員会に報告する。

第12条 委員または諮問委員、および小委員会の委員は、内閣の定める報酬を受ける。

第13条 投資委員会事務局は事務局長が管理し、事務局長は事務局の運営に責任を負い、首相に対する直接報告の義務を負う。

事務局次長（複数可）を置き、さらに事務局長を補佐する事務局次長補を1名置く。

事務局長、事務局次長および事務局次長補は常勤の文官とする。

事務局は下記の任務、権限をもつ。

- ①委員会が決議するか、またはゆだねる任務の遂行。
- ②投資有望業種の広報、および国の経済社会開発および安全保障にとって重要かつ有益な業種への投資の勧誘。
- ③投資プロジェクトの準備、有望なパートナーの選定、および投資計画の実施などに関連する許可、便宜を取得しようとする投資家を援助するための投資サービス・センターの設置。
- ④奨励を申請しているプロジェクトの審査、および被奨励プロジェクトの監督、管理、および評価。
- ⑤投資機会確認のための調査、研究の実施、予備調査報告書の作成、および投資奨励計画の作成。
- ⑥国内投資に関する実態調査と情報整理。
- ⑦本法の目的を実現するためのその他の任務。

第14条 事務官は申請者および被奨励者の事業所の構内に就業時間内に立ち入り、構内にいる者に事情をただし、または奨励（申請）事業に関する書類や事柄を調査することができる。

事務官が第1項にもとづいて立ち入り調査をせず場合には、緊急の場合をのぞき、申請者または被奨励者に対し書面で、然るべく事前に、その旨を通知するものとする。

第15条 事務官が第14条にいう任務を遂行する際は、関係者に身分証明書を提示するものとする。

第II章 奨励の申請と認可

第16条 委員会により投資奨励業種として認定される産業は、国の経済社会開発と安全保障にとって重要かつ有益な産業、輸出指向産業、資本集約、労働集約または天然資源を原料として使用する産業であって、委員会が、国内に存在しないか存在しても不十分な産業または旧式な生産工程に依存していると判断する産業である。

委員会は奨励資格のある産業活動の種類と規模を発表するものとし、またその際に奨励認可条件を指定ことができ、それらの条件をいつでも改正または廃止することもできる。

委員会は第2項にもとづいて奨励を受け資格ありとされた産業活動を、もはや奨励の必要がないものと判断するときは、その産業活動に対する奨励の一時的または永久的な廃止を発表することができる。

第17条 投資奨励を受けようとする者は、事務局に対し、および条件に従って奨励認可を受けたい投資プロジェクトを説明した申請書を提出するものとする。被奨励者は関係法令に従って設立された会社、財団、協同組合とする。

第2項にいう会社、財団、または協同組合の設立前の奨励申請は、事務局長の定める様式、手続、および条件に従って行うものとする。

第18条 委員会が奨励認可することのできる投資プロジェクトは、経済的、技術的に健全なプロジェクトとする。奨励認可に当たっては下記の点を考慮するものとする。

- ①国内における先発メーカー数とその生産能力、および投資奨励を受けて建設される予定の生産能力と需要予測。
- ②奨励申請している投資プロジェクトが、国内で生産されまたは組み立てられている製品または製品の市場および生産拡大に果たす役割。
- ③プロジェクトで必要とする資本、原材料および労働力またはサービスなど国内で調達できる資源の量と割合。
- ④タイ国のために節約または獲得される見込みの外貨額。
- ⑤生産工程または組立工程の適合性。
- ⑥その他、委員会が必要とみなす条件。

第19条 委員会が奨励認可することのできるプロジェクトは、公衆の全般的な生活および人類の自然の永續のため、環境に及ぼす有害な影響を排除するための適正な対策を盛り込んでたるものとする。

第20条 委員会が申請人に奨励を認可するのが妥当だと判断するときは、被奨励者が順守すべき規定として、次の

うち一つ以上の条件を奨励許可証に盛り込むものとする。

- ①資本金の額と出資者。
- ②株主の国籍と株主数。
- ③製品・生産物・サービスの種類および生産・組立工程とその能力を含む事業規模。
- ④国産原材料の使用量。
- ⑤労働者、技術者、専門家の国籍と人数。
- ⑥労働者の訓練と雇用。
- ⑦公害防止対策。
- ⑧被奨励プロジェクト実施の開始に要する期間。
- ⑨機械類発注に要する期間。
- ⑩機械類の輸入に要する期間。
- ⑪使用終了後の輸入機械類の再輸出に要する期間。
- ⑫⑧、⑨、⑩、または⑪の期限の延長。
- ⑬操業開始予定日。
- ⑭プロジェクトの実施と操業に関する報告。
- ⑮外国の技術者・専門家による、タイ人の訓練・研修に関する報告。
- ⑯生産され、組み立てられ、あるいは輸出される製品または生産物が、委員会または他の政府機関が定める規格に合致すること。
- ⑰生産されまたは組み立てられる生産物または製品、もしくは提供されるサービスの流通。
- ⑱生産されまたは組み立てられる製品または生産物の輸出。
- ⑲委員会の定める条件の順守を保証させるために、現金、銀行保証、タイ国政府発行の債券、または委員会の認めるその他の見返りを事務局に預託するという規定。
- ⑳その他、本法にもとづく権利および恩典の供与、行使、または管理に当たる事務官に対する便宜の提供に関する事柄。

第21条 委員会は申請者に対し奨励認可の決定を下したとき、事務局は申請者に対し委員会の決定、および委員会の定めた条件を、決定の日から15日以内に書面で通知するものとする。

申請者は、第1項にもとづいて奨励を受け入れる場合には、通知を受け取った日から1カ月以内にその旨を事務局に対し書面でもって回答するものとする。

事務局長は、正当な理由があると認める場合には、第2項にいう期限を3回まで延長することができるが、1回の延長期間は1カ月以内とする。

第22条 奨励申請者は、第21条にいう回答を済ませたならば、事務局に対し、回答日から6カ月以内に、事務局長の指定する様式と手続きに従って、奨励プロジェクトの開始を報告するものとする。

事務局長は、正当な理由があると認める場合には、第1項にいう期限を3回まで延長することができるが、1回延長期間は4カ月以内とする。事務局長が期限の延長を認めるときは、その都度、委員会に報告するものとする。

事務局長は、申請者がプロジェクトに着手できる体制になったと判断したときは、申請者に対しすみやかに奨励許可証を交付するものとする。

第23条 奨励許可証の様式は委員会の定めるとおりとする。

事務局長は奨励許可証に署名するものとする。

奨励許可証の修正には委員会の決定を要するものとする。事務局長は修正後の許可証に署名し、署名後すみやかに被奨励者に交付するものとする。

第三章 権利と恩典

第24条 委員会は、本法に別段の規定がない限り、移民法に従って、適当と認める期間にわたって、投資機会調査またはその他の投資関連活動を目的とした外国人のタイ国内への入国を認めることができるものとする。

入国許可申請は、委員会の定める規則、手続き様式に従って行う。委員会は入国許可に際し適当な条件を付けることができるものとする。

第25条 被奨励者は、本法に別段の規定がない限り、移民法に従うことを条件とし、下記の外国人のタイ国内への入国を許されるものとする。

- ①熟練労働者
- ②専門家
- ③①および②の配偶者と扶養家族

その人数と期間は委員会が適当と判断するだけとし、移民法に定める割合と期間を超えることもできるものとする。

第26条 第24条にもとづいて入国許可を受けた外国人および熟練労働者または専門家であって第25条に基づきタイ国内における滞在許可を受けた外国人は、本法に別段の規定がない限り外国人職業規制法に従うことを条件として滞在許可期間にわたって、委員会の承認する特定職務のみの就労許可を受けるものとする。

第27条 被奨励産業活動を実施するための土地を、委員会がその他の法律に基づいて認められる限度を超えても適当であるとみなす範囲まで、所有することができるものとする。

被奨励者が土地法典 (Land Code) にいう外国人であって、被奨励産業活動を停止するかまたはその活動を他の者に譲渡する場合には所有許可を受けていた土地を活動の停止または譲渡の日から1年以内で処分するものとする。被奨励者がこれを怠った場合には、土地局長 (Director-General of the Land Department) は当該土地を土地法典に基づいて処分する権限を有する。

第28条 被奨励者は、委員会が承認する機械類輸入関税および/または事業税の免除を受けることができるものとする。ただし、かかる機械類については、ほぼ同等品質のもの国内生産が行われていて、かかる事業用として十分な数量を調達できる場合にはこの限りとしない。

被奨励者が第1項にいう機械類であって国内で生産または組み立てられているものを購入する場合には、かかる機械類の生産者、組立メーカー、または販売者は事業税の免除を受ける資格を与えられるものとする。

第29条 委員会が特定の被奨励産業活動または申請者は第28条という権利と恩典にあずかるべきではないと判断する場合には、その事業または申請者及びその後の他の事例に対しては輸入関税および/または事業税の免除を50%にとどめるか、または免税を全然認めないことができる。

第30条 委員会は適当な理由のある場合には、奨励事業における生産、混合または組み立てに使用するためタイ国内に輸入される原料または必要材料の輸入関税および事業税を通常の最高90%まで減税でき、期間は各場合につき委員会の指定する日から1年以内とする。ただしかかる原材料とほぼ同等品質のものが国内で生産されていて、かかる事業用として十分な数量を調達できる場合にはこの限りとしない。

第1項において、被奨励者が国産原材料を購入する場合には、かかる原材料の生産者または販売者は事業税の通常税率の90%以内の減税を受けられるものとする。

前記原材料に関しては、委員会がその種類、数量、期間、条件、生産者を指定するものとする。

第31条 被奨励者は奨励事業から生じた純利益に対する法人所得税の納付を、かかる事業から所得が発生した日から3年以上8年以内の、委員会が定める期間につき、免除される。

第1項にいう事業の純利益の算定ベースとなる所得には、委員会が認める副産物および半製品の売り上げを含めるものとする。

第1項に基づく所得税免税期間内に欠損が生じた場合には、被奨励者はかかる欠損金額を、所得税免税期間後に生じた純利益から控除することができる。この控除が認められる期間は免税期間終了後5年以内とする。その場合、被奨励者は欠損金額を単年または数年の純利益から控除することができる。

第32条 委員会は、事業または申請者に奨励措置を認めるにさいし、第31条にいう法人の所得税の免除を認めるのが不適当だと判断するときは、当該事業、申請者および後続の事例に対し、法人所得の免除措置を除外した奨励認可を与えることができる。

第33条 委員会が承認した契約にもとづく営業権著作権またはその他の諸権利に対する被奨励者の支払いは委員会ので定める規則と手続きに従って、奨励事業からの所得の発生した日から5年間は課税所得の算定から控除されるものとする。

第34条 法人所得税の免除を受けている奨励事業の配当金は、法人所得税免除期間内は、所得税免除となり、課税対象所得に算定されないものとする。

第35条 委員会は特定地域に対する投資を奨励するために、官報によって、かかる地域を投資奨励地区に指定することができる。

委員会は本法の他の条項にもとづく権利および恩典とは別に、第1項にもとづく指定区域で奨励事業を営む被奨励者に対し、下記のうち1つ以上の特典を与えることができる。

- ①被奨励者が生産または組み立てる産品または製品の販売にかかる事業税の90%を限度とする減税。期間は所得を稼得した日から5年以内。
- ②投資純利益に対する法人所得税の50%減税。期間は、第31条にいう期間の満了日から、また、被奨励者が所得税の免除を受けていない場合には所得を得た日から5年間。
- ③被奨励者が負担する輸送、電力、水道の費用の倍額を、法人所得税の査定に際し、経費として控除する。その条件、手続き、期間については委員会が定める。
- ④委員会の定める規則に従って、奨励事業のための施設の据付けまたは建設の費用の25%以下の金額を純利益から

控除する。被奨励者はこの控除を、ある年の純利益から一括して行うことも、また投資所得がはじめて発生した日から10年以内の数カ年にわたり毎年純利益から行うこともできる。かかる控除は通常の減価償却に加えて行われるものとする。

第36条 委員会は輸出を奨励するために、被奨励者に対し、次の特別の権利および恩典のうちいずれか、または全部を与えることができる。

①輸出用の製品または生産物の生産、組み立てまたは混合のため輸入される原料・必要材料に対する輸入関税および事業税の免除。

被奨励者が国産原材料を購入するときは、かかる原材料の生産者または販売者が、事業税の免除を受けるものとする。

②被奨励者が再輸出を目的として輸入する品目に対する輸入税および事業税の免除。

③被奨励者が輸出向けに生産、組み立て、または購入した製品または生産物に対する輸出関税および事業税の免除。

④被奨励者が生産した組み立てた製品または生産物の輸出所得のうち保険料と外航運賃を差し引いた法人所得税の課税対象額から、前年比増加分5%を控除する。

前記の規定を実施するために、委員会は条件、手続き、期間を定める。

第37条 非居住者である被奨励者または奨励事業への投資家は、下記の場合に外貨を国外に持ち出し、または国外に送金することができるものとする。

①被奨励者がタイ国内に持ち込んだ投下資本および、かかる投下資本から生じた配当金その他の利益である場合。

②被奨励者が投資委員会の承認した契約にもとづいて奨励事業に投資した外国からの貸付金およびその利子である場合。

③奨励事業に関する権利と役務を利用するための契約に基づくもので委員会の承認を受けている場合。国際収支の悪化により外貨を妥当な水準に保持する必要が生じた場合には、中央銀行は外貨の国外送金を一時的に規制することができる。ただし、当該送金が資本の国内持ち込みから2年経過後に行われる場合には、年間20%以下の送金であればなんらの制限を課さないものとし、また配当金の国外送金については、国内に持ち込まれた資本額の年間15%以下の送金であればなんらの制限を課さないものとする。

第IV章 機械類、原材料および必要材料

第38条 委員会は関税局 (Department of Customs) に対して、タイ国内に輸入されたまたタイ国内から発注された、本法にもとづく輸入関税または事業税の減免対象となるすべての機械類、原料または材料を輸入関税および事業税の納付を保証する現金預託に代わってタイ国内の銀行の発行した銀行保証を受け取ることによって第21条にもとづく奨励認可を受けた申請者または被奨励者に引き渡しを命じる権限を持つものとする。

第39条 被奨励者が奨励認可証を定めた機械類の輸入条件または輸入関税・事業税の減免条件を履行することができず、かつ委員会がその条件を改めるのが妥当と判断するときは、委員会はいかかる条件の改正を、輸入日が本法施行日の前か後かにかかわらず、輸入日にさかのぼって実施することができるものとする。

第40条 委員会が定める、5年以上15年以内の期間中は、被奨励者は次の事を行ってはならない。

①減免税を受けた機械類を、被奨励者の奨励事業以外に使用し、もしくはかかる機械類を第三者に使用させること。

②工場または事業所を、奨励認可証に定めた場所以外に移転させること。

ただし、かかる禁止は、第41条にもとづき委員会から別段の許可を受けた場合には適用されない。

第41条 委員会は、被奨励者に対し、第28条または第29条にもとづき減免税を受けている機械類を抵当に入れ、売却し、譲渡し、賃貸し、他の目的のために使用し、もしくは第三者に使用させることを、また、工場または事業所を他の場所に移転させることを許可することができる。

許可は書面により、または奨励認可証の修正により、許可の条件と明細を定めて行うものとする。

委員会が別段の規定を設けない限り、本法にもとづいて委員会から許可を能けた被奨励者に対し関税法は適用されないものとする。その場合でも、関税法は本法の規定に矛盾せず、または対立しない限りにおいて適用されるものとする。

第42条 被奨励者が減免税を認められた機械を抵当に入れ、かつ被奨励者でない抵当権者が第40条にもとづく委員会の定める期限の満了前に当該機械の処分を執行した場合には、抵当権者は譲渡の日にはもはや減免税を受ける資格を有していない機械の輸入者とみなされ、関税に関する法令が適用されるものとする。

第V章 保証と保護

第43条 国は被奨励者の事業を国有化しないものとする。

第44条 国は被奨励者と競合する新規事業を営まないものとする。

第45条 国は被奨励者が生産したまたは組み立てる製品または生産物と同種の、または類似する製品または生産物の販売を独占化しないものとする。

第46条 国は奨励事業の製品または生産物に対し価格統制を課さないものとする。ただし、国の経済社会開発および安全保障によって必要不可欠の場合にはこの限りとせず、その場合には統制価格は委員会が妥当と認めるレベルより低くすることはない。

第47条 被奨励者は奨励事業の製品または生産物を輸出する許可を受けることができる。ただし、国の経済社会開発および安全保障にとって必要不可欠の場合にはこの限りとしなない。

第48条 国はいかなる政府機関または国営企業に対しても、被奨励者がかかる事業向けに十分な数量を生産したまたは組み立てている製品または生産物と同等品質であると委員会が判断する製品または生産物を、タイ国内に開関税および事業税を免除して輸入することは認めないものとする。

第1項の規定は、「国防省向け武器の輸入統制に関する法律」(the Law on the Control of Military Munitions for Use in the Service of the Ministry of Defence) にもとづく武器の補給には適用されないものとする。

第49条 被奨励者を保護する必要がある場合には、委員会は被奨励者が生産したまたは組み立てている製品または生産物と同種の、または類似の、もしくは代替可能な製品または生産物のタイ国内への輸入に対し、委員会が適当と判断する率の課徴金を設けることができる。ただし当該課徴金は運賃および保険料込みの輸入製品または生産物のコストの50%以下とする。

第1項にいう特別課徴金の賦課は官報で公示し、課徴金の各実施期間は官報公示日から1年以内とする。

委員会は公示の発表、修正、または取り消しを適宜官報によって行うことができる。

タイ国内に輸入される製品または生産物が委員会の公示にもとづく課徴金の賦課対象となるかどうかの問題が生じた場合には、委員会が判断を下し、その判断を最終的なものとする。

本条にもとづく特別輸入課徴金の徴収は関税局の所管とし、その徴収に関しては輸入関税の徴収に適用される関税法を準用する。

委員会が課徴金の実施を撤回する判断を下した場合には、関税局は納付者に課徴金を還付するものとする。

第50章 第49条に定める課徴金の賦課だけでは被奨励者の保護には不十分だと委員会が認める場合には、商務省は被奨励者が生産したまたは組み立てている製品または生産物と同種の、または類似の、もしくは代替可能な製品または生産物のタイ国内への輸入を、輸出入管理法 (the Law on the Control of Export and Import into the Kingdom of Certain Goods) に従って、禁止するものとする。

第51条 被奨励者が奨励事業を経営するなかでなんらかの問題または障害に直面し、委員会の援助を求める援助を差し延べる命令を発し、もしくは関係政府機関または国営企業に対しすみやかに援助を与えるよう命令することができる。

第52条 租税体系、税率、もしくは租税やサービス料金の徴収手続きが投資奨励の障害になっていると認定された場合には、委員会のもとにその旨の申し立てが寄せられているか否かにかかわらず、委員長は関係政府機関または国営企業に対し是正措置を講じるよう命令するものとする。

第53条 第51条または第52条にもとづいて委員長から命令を受けた政府機関または国営企業は、すみやかに援助を差しのべるか、または上記の命令に従うものとし、また命令が実行不可能と判断されるときは命令を受け取った日から15日以内に十分な理由を添えてその旨を委員長に通知するものとする。

委員長は、第1項にもとづく通知書を受け取ったならば、適当な最終処置をとることができ、この処置に対しては関係政府機関または国営企業はすみやかに従うものとする。

第VI章 権利と恩典の取り消し

第54条 被奨励者が委員会の定めた条件に違反し、またはその条件に従わない場合には、委員会は当該被奨励者に認めてきた権利と恩典を全面的または部分的に取り消すことができ、また取り消し期間を指定することができる。

委員会は、被奨励による条件への違反または条件の不履行が故意によるものではなかったと認める場合には、まず事務局に対して、被奨励者に警告書を送達し所定期限内に改善を行うか、条件に従うよう促すことを指示する。かかる期限満了後にも被奨励者が正当な理由もなく態度を改めない場合には、委員会は第1項に定めた措置を講じるものとする。

第55条 委員会が租税および輸出入関税に関する恩典を全面的に取り消した場合には、被奨励者は当初から一度も減免税を受けたことがなかったものとして処理され、被奨励者が納付すべき税額は輸出入の時点で実施されていた価格と条件および税率を基礎にして算定するものとする。被奨励者は、減免税を受けていた場合には、上記の方式で査定された納税総額のうち未済残高を納付するものとする。

委員会が租税および輸出入関税に関する恩典を部分的に取り消した場合には、被奨励者は取り消しを受けない範囲に限って当初から減免税を受けているものとして処理され、恩典が取り消された範囲に限って税を支払うものとし、その税額は、輸出入の時点で実施されていた条件、価格および税率を基礎にして算定するものとする。

被奨励者は、かかる恩典を取り消す委員会命令が通知された日から1カ月以内に、関税局または輸出入通関を受けた税関に、税または追加税を申告するものとし、納税額の通知を受けた日から1カ月以内に関税局の指定する税関に対して行うものとする。これを怠った場合には、問題の輸出入は脱税扱いとされ、関税法が発動されるものとする。

被奨励者が第54条第2項にもとづいて事務局が送達した警告書に従わない場合には、委員会は被奨励者に対し、第54条第2項にいう期限満了日から支払い義務の生じる税または追加税とは別に、これらの税額または追加税額を基礎とした月1%の罰金を、第54条第2項にいう所定期限の満了日から課すことばでき、その罰金は関税局を通じて国庫に収められるものとする。本条にもとづく罰金は税または追加税の査定額を超えないものとし、また、その支払いを強制できるようにする意味で、関税法にもとづく支払い義務のある税金として扱うものとする。

法手続き上、本条の時効期間は命令の通知を受けてから1カ月経過した後から起算されるものとする。

第56条 被奨励者がその事業を解散し、他の事業と合併し、もしくは他人に譲渡する場合には、奨励認可証は解散、合併、または譲渡の日から3カ月以内の期間につき有効とする。

合併後または譲渡後の事業のオーナーが奨励認可証に記載された条件に従って奨励事業を営む意志のある場合には、第1項に定める期間内に奨励を申請するものとする。それに対し委員会が奨励を認可するのが妥当と判断する場合には、元の被奨励者に与えられたであろうと想定される本法に基づく恩典を認める奨励認可証を発給するものである。委員会が奨励を認めるのが妥当でないと判断する場合には、すべての権利と恩典を取り消すものとする。

第七章 雑 則

第57条 1972年12月13日付国政評議会布告第328号の施行に関する1972年10月18日付国政評議会布告第227号によって委員会にゆだねられたすべての権限・任務は、本法に基づく委員会の権限・任務となる。

第58条 産業投資奨励法 (Law on Promotion of Industrial Investment) にもとづく省令または投資委員会声明によって規定された種類、規模および条件の産業活動を営むために奨励を受けてきた者、および本法施行以前に1972年10月18日付国政評議会布告第227号にもとづく被奨励者となっていた者は、本法にもとづく被奨励者であるものとし、奨励認可証に規定した条件に従って恩典を受けることができ、また、本法にもとづく恩典の適用を求めることができるものとする。

第59条 1972年10月18日付国政評議会布告第227号にもとづいて認可を受けた奨励申請は、本法にもとづいて認可を受けた奨励申請とみなす。

第60条 本法施行日において未決となっている奨励申請は、本法の下に引き継がれたものとみなす。

署名 首相タニン・クライビジェン

参考資料 4 投資奨励の承認並びに税恩典賦与の基準に係る布告第1号 (Announcement of the BOI, No 1/1983 Regarding Criteria in Approving Investment Promotion and Providing Tax Privileges)

本基準は、国家経済開発計画に規定された範囲内での投資奨励を目的とし、政府の事務手続き簡素化のもとに作成された。

1. 法的考察

投資奨励法 B. E. 2520 (1977) の範囲内に於て、BOI は農産物使用の産業、動物飼育業、漁業、採鉱、その他の工業活動やサービス業が以下の条件を満たした場合、投資奨励の認可を考慮する。

- 1.1 王国内に存在しない、存在するが不十分又は前近代的な生産方法を採用している。
- 1.2 経済、社会開発、タイ国の安全保障にとり重要で、有益である。
- 1.3 経済的、技術的に健全で、環境の規制、保護に適切な手段をとっている。

2. 投資政策

以上に記述された法的範囲内での投資奨励に際し、BOI は下記の活動に特別な配慮を与える。

- 2.1 外貨節約、又は輸出活動により多額の外貨を獲得する。
- 2.2 王国に存在する天然資源の開発を援助する。
- 2.3 雇用を増大する。
- 2.4 地方に位置する。
- 2.5 輸入エネルギーを節約、又は代替できる。
- 2.6 将来の高度な工業発展への基礎産業となる。
- 2.7 政府が重要性、適切性を認める。

3. プロジェクト認可の基準

BOI は、プロジェクトが経済的、技術的に健全であるかどうか、その存続能力について考慮する。考慮される点は下記の通りである。

- 3.1 市場のサイズとそのような製品やサービスに対する需要の存在、拡大の余地の有無。
- 3.2 当初生産コストが外国との競争に耐えうるほど低く、また現在のレベルか、30%以上の税保護を必要としない。
- 3.3 大半が輸出向けの場合を除き、少なくとも純益の30%の付加価値がある。
- 3.4 負債と剰余財産の比が、約5対1である。
- 3.5 BOI の許可を得て該機関の認可を受けた場合以外は、最新の生産工程と最新の機械設備を使用する。
- 3.6 下記のいずれかに該当するプロジェクトは、投資奨励を受けることができない。
 - 3.6.1 奨励を受けることなく成功している同業、或は同種の活動が多く存在する。
 - 3.6.2 十分に成長し、もはや奨励の必要がなくなったため、BOI が投資奨励の対象業種から外した。
 - 3.6.3 輸出向けを除き、生産量が将来3年間十分ある。
 - 3.6.4 100%輸入原材料を使い、大部分が国内向けに生産され、そのような製品の輸入税がすでに40%以上となっている。
 - 3.6.5 BOI より投資奨励中止の発表があった。

4. 合併事業に関する条件

外国投資、又は合併企業奨励のため、下記について考慮される。

- 4.1 主に国内市場向けの企業では、タイ側が登録資本の51%以上の株を所有する。
- 4.2 農業、動物飼育業、漁業、採鉱、サービス業に於ては、タイ側が60%の登録資本を所有する。
- 4.3 外国投資家は、製品の50%以上を輸出する場合は過半数、100%輸出の場合は100%の株を所有できる。
- 4.4 BOI が適切と認めた場合は、下記が考慮される。
 - 4.4.1 全資本額
 - 4.4.2 技術レベル
 - 4.4.3 現地雇用者数
 - 4.4.4 工場の位置
 - 4.4.5 経済、社会開発への有益性
 - 4.4.6 その他

BOI が上記条件の緩和の必要性を認めた場合は改正される。

5. 税制上の優遇措置

投資奨励のため BOI は、法律により下記の税制上の優遇措置を与えることができる。

- 5.1 法人税免除

- 5.2 輸入機械に対する輸入税、そして/又は事業税の全額免除、或は減免
- 5.3 輸入原材料に対する輸入税の減免
- 5.4 投資奨励地域に設立された企業に対する減税
- 5.5 輸出奨励のため、輸入税の免除、減免

6. 法人税免除の基準

3~5年間の法人税免除を与える際考慮の基準となるのは、投資額(土地価格と運転資本を除く)、フルタイム雇用者数である。その条件は下記の通り。

投資額 (単位:100万バーツ)	雇用者数 (人)	免税期間 (年)
2-20	又は 50-150	3
20以上-50	又は 151-300	4
50以上	又は 300以上	5

下記条件を満たす場合、法人税免除期間が更に1年延長される。

- 6.1 操業開始3年以内、50万米ドル以上の外貨を獲得した。
- 6.2 主な原材料として、国産農作物、製品を使用する、そして/又は人件費、利息、減価償却費、電気、水道費を除く全生産コストの50%以上の額を、国産原材料でまかなう。
- 6.3 工場がいずれかの工業団地、又はバンコク、サムットプラカン、サムットサコン、パトゥンタニ、ノンタブリ、ナコンパトン以外の地域に設立される。
- 6.5 プロジェクトが、国家経済にとって著しく重要である。しかしながら、法人税免税期間は8年を超えない。

7. 機械類輸入の際の輸入税、事業税全額免除、減免の基準

輸入機械類に対する輸入税、事業税の免除、減免に際し、次の事項が考慮される。

7.1 バンコクかサムットプラカンに設立される場合は、機械類に対する税制上の優遇措置は認められない。ただし、下記の場合は例外である。

- 7.1.1 全生産高の80%以上を輸出する。
- 7.1.2 現在の工場の拡張を行う。
- 7.2 輸入機械類に対する税制上の優遇措置は下記の場合にのみ認められる。
 - 7.2.1 同質の機械類が、企業の必要量を満たすほどタイ国内で生産されていない。
 - 7.2.2 国内で生産できない。
 - 7.2.3 商業的に見て、人力で代替できない。
 - 7.2.4 生産工程で使用する機械が最新式のものである。
 - 7.2.5 予備部品や古い機械の取り替えは、含まれない。

8. 原材料輸入税減免の基準

原材料輸入の際の輸入税減免認可については、下記の点が考慮される。

- 8.1 優遇措置を受ける企業は、少なくとも6カ月操業していなければならない。ただし下記の場合は例外である。
 - 8.1.1 奨励特権申請の際、最初から税制上の優遇措置の申請がなされた。
 - 8.1.2 原材料や完成品に対する課税制度改正により、奨励活動に不利となった。
- 8.2 下記の点を考慮に入れ、ケース・バイ・ケースで決定される。
 - 8.2.1 原材料に対する輸入税と完成品に対する輸入税の比較
 - 8.2.2 輸入品と競争力
 - 8.2.3 他の活動や政府収入への影響
 - 8.2.4 国家財政に有益
 - 8.2.5 その他 BOI が適切と認めた場合

9. 投資奨励地域への投資奨励のための減税の基準

投資奨励地域への投資奨励のため BOI が与える税制上の優遇措置には、製品や商品販売に対する事業税減税、法人税減税がある。これらの減税措置認可の際は、下記について考慮される。

- 9.1 製品販売に対する事業税の免除は次の通り。
 - 9.1.1 奨励活動による所得発生日から数えて当初3年間は、通常税額の90%免除、次の2年間は75%免除。
上記免除は、投資奨励地域3 (コンケン県コンケン県; コンケン県バンパイ郡)、投資奨励地域4 (ソクラー県ソクラー郡; ソクラー県ハジャイ郡)に於ける奨励活動にのみ与えられる。
 - 9.1.2 奨励活動による所得発生日から数え当初3年間は75%免除、次の2年間は50%免除。
上記免除は、投資奨励地域I (ランブーン県ランブーン郡; チェンマイ県サンカムベン郡; ターク県メーソド郡)

投資奨励地域2（サラブリー県サラブリー郡；サラブリー県ケーンコイ郡；ナコンラーチャシーマー県ナコンラーチャシーマー郡；ナコンラーチャシーマー県パクトーンチャイ郡；ナコンラーチャシーマー県パクチョン郡）に於ける奨励活動にのみ与えられる。

9.1.3 奨励活動による所得発生日から数えて当初3年間50%免除。これは、工業団地における奨励活動にのみ与えられる。

9.2 投資奨励地域1, 2, 3, 4と、バンコク、サムットプラカン、サムットサーコン、パトウンタニ、ノンタブリ、ナコンパトン以外の工業団地における活動が、下記のいずれかの条件を満たした場合、更に5年間法人税の50%免除が認められる。

9.2.1 土地価格、運転資本を除く資本額が3億バーツ以上である。

9.2.2 200人以上のフルタイム雇用者を有す。

9.2.3 100万米ドル以上の外貨収入がある。

9.2.4 農産物を原材料に使用し、全生産量の50%以上を輸出する。

9.2.5 国家経済開発にとり重要である。しかしながらBOIは、鉱石の採掘、選鉱、又は原材料の産地付近への設立を必要とするか投資奨励地域内での操業を要求されているサービス業に対しては、特別の優遇措置を認可する権利を保留する。

9.3 法人税算定に当たり、輸送費の2倍控除、設備、建設費控除の許可は、9.2において特権を得、下記の条件を満たすもののみ与えられる。

9.3.1 投資奨励地域1, 2に設立された活動には8年間、投資奨励地域3, 4の場合は10年間、輸送費の2倍の額を法人税より控除できる。

9.3.2 投資奨励地域1, 2に設立された場合は、全投資額の10%、投資奨励地域3, 4の場合は20%の割合で設備建設費を課税対象額より控除できる。

10. 輸出促進のため与えられる輸入税の免除、減免の基準

輸出指向活動に対し奨励特権を与える際、BOIは以下について考慮する。

10.1 下記の条件を満たす場合、原材料輸入の際の輸入税、事業税免除が与えられる。

10.1.1 年間生産能力の30%以上を輸出する場合、被奨励者は輸入開始より6カ月以内に、関税法令19号により定められた税額相当の銀行保証預託の申請をしなければならない。

10.1.2 輸出用製品生産のため輸入された原材料のみが、免税の対象となる。

10.1.3 場合により、1年以上の期間延長が認められる。

10.2 輸出用製品の原材料輸入に対する輸入税、事業税は、BOIの判断により変更されうる。

10.3 輸出品に対する輸出税、事業税免除は、BOIの判断により変更される。

10.4 法人税納税に際し、対前年輸出増加額分の5%相当を控除することができる。

11. 例外

以上は、BOIが投資奨励のガイドランとして定めた基準である。しかしながら、下記の場合は例外が認められる。

11.1 BOIが特別に他の条件を示した場合

11.2 BOIが特定の投資活動に重要性を認めた場合

1983年1月10日発表

プレム・ティンスラノン委員長

投資委員会発表

No. 2/1983

再申請手続と決定

投資委員会は、下記に該当するプロジェクトの申請者が次の条件に従って投資委員会に対し再申請を行うことができることを決定した：奨励特権の認可を得られなかった、プロジェクトの条件修正を許可されなかった、より多くの特権や優遇措置申請が認められなかった、輸入機械や原材料に対する事業税および輸入税免除を認められなかった、奨励特権を取り消されたなどのプロジェクト。

1) 上記のいずれかに関し投資委員会に再申請を希望する者は、投資委員会より正式の通知を受けてから2カ月以内に、投資委員会事務局に正式に再申請を行わなければならない。

2) 申請者に正当な理由がない限り、投資委員会は申請者に対し1回しか正式な再申請を受け付けず、再申請者側はすべての再申請事項を網羅しなければならない。

3) 投資委員会事務局は再申請書を委員会に提出するか否かを決定する権限を持つ。事務局は委員会の先の決定を申請者に再確認する。

1983年10月5日発表

プレム・ティンスラノン委員長

参考資料5 日・台・米・韓国の投資業種

	日本			台湾			米国			韓国			4ヶ国計		
	86~7	88	計	86~7	88	計	86~7	88	計	86~7	88	計	86~7	88	計
1. 農業・食品加工	14	6	20	8	7	15	9	4	13	0	1	1	31	18	49
籾穀加工品	1		1												
すり身	3		3												
エビ養殖	2	1	3		4	4	4	2	6		1	1			
エビカニ加工品		2	2		1	1	1		1						
ハム								1	1						
飼料	1		1		2	2			1						
缶詰		1	1	8		8	1		1						
あられ	2	1	3												
タピオカ	2		2				2		2						
チキン							1	1	2						
グルタミン酸	1		1												
味醂		1	1												
ビーファン	1		1												
インスタントミルク	1		1												
2. 繊維	16	3	19	8	1	9	2	0	2	0	0	0	28	5	33
長短繊維, 紡績, 織物	6		6	2		2	2		2						
ウールトップ	1		1												
絹糸	2		2												
プリント染色	4	1	5	3		3									
合成皮革				1		1									
タオル		1	1												
ファスナー				1	1	2									
ソックス	1	1	2												
皮革毛皮製品	2		2	1		1									
3. 木材・パルプ・紙	7	5	12	11	4	15	3	1	4	0	1	1	19	10	29
ユーカリ	1		1	3		3									
アート紙				1		1									
プリント紙					1	1									
ハエトリ紙		1	1												
合板				1		1	2		2						
パーティクルボード				1		1				1	1				
バラッド等家具	5	2	7	5	3	8	1	1	2						
段ボール箱	1	1	2												
フローリング		1	1												
4. 化学	13	13	26	5	2	7	1	3	4	0	0	0	19	18	37
尿素肥料	1		1												
FRP		1	1												
ワックス	1		1												
インキ		1	1												
プラスチック着色剤		1	1												
スチール研磨材		1	1												
化学品	2	1	3	4		4	1		1						
NPC2 関係		4	4					3	3						
CPP フィルム	2		2												
PVC フィルム	1		1												
PVC スポンジ					1	1									

タイの投資・輸出奨励策と企業内国際貿易

	日 本			台 湾			米 国			韓 国			4ヶ国計		
	86~7	88	計	86~7	88	計	86~7	88	計	86~7	88	計	86~7	88	計
食品包装フィルム		1	1												
シート		3	3		1	1									
漁網	1		1												
PVC袋				1		1									
買物袋ゴミ袋	1		1												
インナーソール	1		1												
PVCフィッティング	1		1												
建材プラスチック	1		1												
輸血チューブ等	1		1												
オート、建材パーツ		1	1												
5. ゴム	4	2	6	3	15	18	1	7	8	0	0	0	8	24	32
ゴム手袋		1	1		14	14	1	7	8						
ラバーキパッド					1	1									
Vベルト	2		2												
自転車タイヤ	1	1	2	2		2									
バイクタイヤ				1		1									
自動車タイヤ	1		1												
6. 鉄・非鉄、金属製品	21	17	38	6	3	9	5	0	5	2	0	2	32	20	52
アンチモニー				1		1									
熱交換用銅パイプ	1		1												
特種銅管		1	1												
鋳物用鉄・網	1		1												
フェライトマグネット	1		1												
バルブ、継ぎ手	2	1	3	2	2	4									
衛生陶器金具	1		1				1		1						
橋梁鉄骨	1		1												
スチールコンテナ	1		1												
鉄板加工	1		1												
アルミサッシ	1	1	2												
アルミ仕切り	1		1												
パッキング		1	1												
オイルシール		1	1												
金型	6	5	11							2		2			
デザインモデル		1	1												
ステンレスパイプ	1		1	1		1									
シャフト、パイプ							1		1						
ステンスチール線		1	1												
被覆溶接棒		1	1												
炭酸ガス溶接ワイヤ		1	1												
コネクティングロッド				1		1									
鉄板	2		2												
缶				1		1	2		2						
電工建材	1		1												
銅材電線製品		1	1												
建材用ボルト		1	1												
標準ネジ		1	1		1	1									
ドアロック							1		1						
7. 電気機器	33	64	97	9	15	24	3	9	12	1	4	5	46	92	138
スポットライト		1	1												
デコレーションランプ					1	1									

経済学研究 第55巻 第3号

	日本			台湾			米国			韓国			4ヶ国計		
	86~7	88	計	86~7	88	計	86~7	88	計	86~7	88	計	86~7	88	計
天井ファン		1	1	1	1	2									
ミキシング装置											1	1			
照明器具		1	1												
理美容機器	1		1												
ヘヤードライヤー		1	1												
シェーバー		1	1												
トランシーバー				1		1									
電話機		3	3	2		2		1	1		1	1			
電子レンジ	2	1	3												
冷蔵庫	1	1	2												
冷蔵庫コンプレッサー		1	1												
エアコンコンプレッサー		1	1				1		1						
洗濯機		1	1												
エアコン		2	2												
テープレコーダー		2	2												
カーラジオ				2		2									
ラジカセ	1	2	3												
システムコンポ		1	1												
フロッピーディスクD	2	1	3												
ハードディスクD								1	1						
電子タイプライター		1	1												
キャッシュレジスター		1	1												
ファクシミリ		1	1												
ワープロ		1	1												
プリンター		1	1												
ブラウン管	1	1	2												
CRT 各種部品		1	1												
FDD用ヘッド		2	2					1	1						
タイプライター部品		1	1												
蛍光灯ユニット		1	1												
ラジコン	1		1												
電力積算計	1		1												
電話機樹脂パーツ		1	1												
電子機器樹脂部品		4	4												
クリスタルクォーツ				1		1									
VHSテープ	1	1	2												
8ミリテープ		1	1												
VTRカメラシャッター	1		1												
シャーシー (VTR等)	1		1												
VTR樹脂部品	2		2												
キーボード	1	1	2	1		1									
ステッピングモーター		2	2					1	1						
ファンモーター		1	1												
プリント基盤	2		2		2	2	1	1	2						
半導体	1	2	3												
セラミック半導体		1	1												
圧電子		1	1												
シリコン酸化物				1		1	1		1						
ラウドスピーカー					1	1					2	2			
マイクロスピーカー	2	1	3												
磁気リレー	1		1												

タイの投資・輸出奨励策と企業内国際貿易

	日本			台湾			米国			韓国			4ヶ国計		
	86~7	88	計	86~7	88	計	86~7	88	計	86~7	88	計	86~7	88	計
ミニチュアリレー		1	1												
コンデンサー	2	2	4												
アルミナセラミック		1	1												
LED		1	1		1	1		1	1						
抵抗		1	1		2	2									
L-C通信フィルター					1	1		1	1						
フィラメント					1	1									
レンジ冷蔵庫部品	1		1												
レンジ用トランス	1		1												
レンジ用タイマーほか	1		1												
ネオン用トランス	1		1												
パワーサプライ	1	2	3					1	1						
高圧トランス	1		1		1	1									
ワイヤーハーネス	1	3	4	1		1	1		1						
コンピュータコード	1	1	2		1	1									
電源コード		1	1		1	1		1	1						
コネクター		1	1												
バッテリー	1	1	2												
コンピュータケース					1	1									
スピーカーケース		1	1		1	1									
8. 輸送用機器	19	2	21	1	3	4	0	0	0	0	0	0	20	5	25
自転車				1		1									
トラックエンジン	3		3												
オートバイエンジン	4		4												
汎用ガソリンエンジン	1		1												
ピストン	2		2												
ボルト	1		1												
アルミホイール	1		1		1	1									
トランスミッション	2		2												
ステアリング		1	1												
ブレーキ		1	1												
クラッチ板	1		1												
クラッチバルブ	1		1												
ホーン	1		1												
窓, シートパーツ	1		1												
メッキプラスチック	1		1												
プラグキャップセット					1	1									
9. 精密機器	0	7	7	1	1	2	3	0	3	0	0	0	4	8	12
カメラ					1	1									
ウォッチ, クロック		1	1				1		1						
ムーブメント		3	3	1			2		2						
双眼鏡, 望遠鏡, 顕微鏡		1	1												
ミシン		1	1												
ポピン		1	1												
10. その他機器	7	4	11	1	0	1	2	0	2	0	0	0	10	4	14
鉱山工作機械				1		1									
放電加工機械		1	1												
レイアウト, 計測機械		1	1												
グライダー部品	1		1												
段ボール製造機械	1		1												

経済学研究 第55巻 第3号

	日本			台湾			米国			韓国			4ヶ国計		
	86~7	88	計	86~7	88	計	86~7	88	計	86~7	88	計	86~7	88	計
包装機械	2	1	3												
熱交換機	1	1	2												
クランプメーター	1		1				1		1						
ミネチュアベアリング	1		1												
医療用ガス機器							1		1						
11. 消費財	18	15	33	59	43	102	8	6	14	2	4	6	87	68	155
魔法瓶	1	1	2												
ヘアウイッグ	1		1												
化粧品							1		1						
マジックペン	1		1												
のり付ステッカー		1	1												
鉛筆	1		1												
クレヨン, 絵画セット					1	1									
化粧, 絵ブラシ		1	1					1	1						
カッター		1	1												
アルバム					1	1									
正月用スタンプ等		1	1												
ぬいぐるみ人形		2	2							1		1			
玩具	3		3	6	2	8		2	2		3	3			
釣り針	1		1												
楽器 (ドラムスなど)		1	1												
クリスマス関係				11	6	17	2		2						
シューズ				13	8	21		2	2	1		1			
手袋	1		1												
カバンバッグ	1	1	2	9	4	13									
ベルト				1	1	2		1	1	1		1			
バックル		1	1												
ゴルフクラブヘッド					1	1									
スキー板	1		1												
マリンスポーツ		1	1												
ラケット					1	1									
グローブ				4	2	6									
ボール				2	1	3									
帽子		1	1	1		1									
造花				1	1	2									
宝石				1	1	2									
アクセサリー		1	1	1	1	2	2		2						
サングラス				1	1	2	2		2						
プラスチックレンズ	1	1	2												
セラミック	1		1		1	1									
カサ				1		1									
ラタンスリッパ					1	1									
ナブキン	1		1												
装飾品		1			2	2									
強化ガラス製ナベ蓋		1	1												
包丁刃物類		1	1												
箒, 爪楊枝				1	7	8									
漆器製品				1		1									
ラグマット	1		1												
マットレス				1		1									
カーテン				2		2									
プラスチック製品				1		1									
セラミック				1		1									
バスアクセリー		1	1												
総合計	152	138	290	112	94	206	37	30	67	4	10	14	305	272	577

(出所) 『最近の外国投資動向』 ジェトロ・バンコク・センター及びバンコク日本人商工会議所 1989年。

参考資料 6 日本からの投資例

以下は、88年上半期を中心に BOI の承認リスト及び新聞などの発表を整理したものである。

1. 農水産物関係

すり身、あられなどからフローズンフルーツ、野菜への投資、みりんなどに多様化してきた。

- ・日本水産は「A & N Food Co., Ltd.」を設立。タイのアピツーングループと合弁。カニ、エビの中間加工製品1200トン。(87/10)
- ・Asian Union Aquaculture Co., Ltd. はタイガーブラウン生産125トン (6/28)
- ・Surapon Nichirei Foods Co., Ltd. は、ニチレイとタイとの合弁、(BOI 88/3/29) フライ用エビ、イカリング、キスなど95%輸出
- ・Siam Bicent Commercial Co., Ltd. は、日本とタイの合弁で竹の子、ベビーコーン缶詰など100%輸出 (83/3/1)
- ・Thai-Ajinoichi Co., Ltd. は、ライスソース150万トン100%輸出 (4/26)、さらに5/24ライスワイン150万リットル100%輸出を (5/24) (バンブー)
- ・あられ (ライスクラッカー) 720トン100%輸出 (6/24)

2. 繊維

- ・タオル大手の内野社 (本社東京) は、トーメンとタイのサハパタナピブと合弁で輸出向けタオルの生産。投資総額は1億バーツ。
- ・ABC ベレー社 (本社大阪) は、「ABC Thailand」社を台湾と合弁。輸出用帽子5万タースの生産。
- ・サイアム合繊織染は、ポリエステルプリンティングの拡大投資420万バーツ (4/26)
- ・トーヨーソックスは、36.5万ダースの靴下100%輸出 (3/15)
- ・Siam Sunrise Enterprise Co., Ltd. は、ウェットスーツ6万着、タイビングスーツ3万着、サバイバルスーツ3万着、サポーター21万本100%輸出 (5/13) バンブー

3. 化学プラスチック

プラスチック製電気機器パーツなどサポーティングインダストリーのプラスチック部門への投資が88年にはいつて活発になってきた。

- ・プラスチック部品メーカーの福井ビニル社 (本社：福井県) は、三井物産などと「Thai Fukui Co., Lti.」を設立。オートパーツ30トン、建材250トン、エアコンパーツ100トン、電気機器パーツ (プラスチック) 100トン、オートパーツ130トンほか85%輸出、(6/14) (バンブリー)
- ・Srithai GST Co., Ltd. は、電話機160万台、電話機100万台80%輸出 (5/3) (チョンプリ)
- ・MMP Packaging Group Co., Ltd. はフィルム (PVC ストレッチ) 50%輸出 (5/3) バンブリーでタイケミカル社は、尿素、フェノール、メラミンなど2万トン国内向けの拡大投資 (5/10)
- ・プラスチックパーツ288万個90%輸出 (3/8)
- ・スターライト (タイ) は、100%輸出でプラスチック機能パーツ420トンほかを生産 (4/19) ・タカハシプラスチック社は、エレクトロリック機器用プラスチックパーツ400万トン内需向け (4/20)
- ・東レは、業務用食品包装用フィルムを生産のため、タイ東レの100%出資の3TM プラスチック社を設立。年産1000トン。輸出向け
- ・エアバブルシート300万 M² 90%輸出 (4/28)
- ・Sundy Co., Ltd. は、シート・フィルム (PVC リジッド) 1020トンほか85% (5/24)
- ・Thai Kodama Co., Ltd. は、Co-Ex シート1602トン、インジェクションフォーム製品141万個100%輸出 (5/10)
- ・大日本インキ社は、「サイアムインキ産業」をインキの原料600トン、2400トン、960トン、(1/19)
- ・Thai Yokohama Kako Co., Ltd. は、FRP (強化プラスチック) 800トン100%輸出 (2/26)
- ・ラバトリータン227トン、タンクパーツ315トン、ミニカーパーツ70トンほか、100%輸出 (6/17)
- ・大日精化工業 (本社東京) は、「Dai nichi Color (Thailand) Ltd. (1億200万バーツ) を出資して、プラスチック着色剤1万トン生産。100%輸出 (6/24) (ナワナコン)

4. 鉄・非鉄、素材、金属製品関係

自動車パーツメーカー、電線メーカーの再投資、日軽金のアルミサッシなど非鉄部門の投資も多い、金型部門へ

の投資も活発である。

- ・油封部品トップメーカーのNOK社は、投資総額3億750万パーツで輸出用オイルシール3600万個製造のため「Thai NOK Co., Ltd.」(資本金6600万パーツ)(バンブリー)
 - ・Koshin (Thailand) はワイヤーハーネス100万セット100%輸出 (2/16) (ナワナコン)
 - ・DDK (Thailand) はケーブルハーネス, エレクトロニクスコネクター302万個 (2/2) (ナワナコン)
 - ・日本バルカー工業は、「Valqua industry (Thailand) Co., Ltd.」を設立輸出向け工業用パッキング生産20万4000個ほか生産 (7/4) (バンブー)
 - ・矢崎総業, 古河電工とタイのチャルン社が年3万トンの電力用, 家電製品用の銅材電線製品を生産するため「タイ・メタル・マニュファクチュアリング」が設立。
 - ・古河電工は、「フルカワ メタル(タイ)社」を設立。鋳造から銅管までの一貫工程で特殊な銅管を製造する。(87年11月承認が88年6月具体化) (ナワナコン)
 - ・鋼線メーカーの日本精線(本大阪)は、100%出資の「タイセイセン社」(資本金1億パーツ)を設立。投資総額2億パーツでステンレススチールワイヤー2016トン(80%輸出), ダイヤモンドダイ22, 600個100%輸出 (5/3) (バンブー工業団地)
 - ・北沢バルブは、住宅建築用水道, ガスのバルブを Kizs (タイ)社を設立。バルブ270万個80%輸出 (5/3)
 - ・神戸製鋼所は、「タイコウベウエルディング社」(現地商社も資本参加)による被覆溶接棒の現地生産を倍増 (5/3承認)のためバンブー工業団地に移転。また、新たに炭酸ガス溶接ワイヤの生産をするために「コウベ・ミグ・ワイヤ・タイランド社」が設立。
 - ・日軽金は、新日軽金名義で「Alcan Thai社」の現在の特殊比率34%を88年末までに51%を乗せて85%に拡大。これまでの筆頭株主であった Alcan 社から株の譲渡を受けて、「日軽タイアルミニウム社」に変更。東洋サッシ社の「トステムタイ」と並んで、第2次, 第3次加工分野まで手掛ける輸出向け製品の大規模な設備投資を行う。(10月11日時事による)
 - ・NC放電機械のソディック社は、「ソディック タイランド社」(資本金2億パーツ, うちソディック社50%, 日本アセアン投資会社10%, 同投資事業組合40%)を設立。輸出向けNC放電機械960台, パワーサプライ1440個, サプライタンク2880個など生産。投資総額6.26億パーツ (6/10) (ナワナコン)
 - ・三光機械(本社東京)は、「サンコーマシマリータイランド社」を設立。食品関連の小型包装機械を生産。
 - ・Ishikawa spring (Thai) Co., Ltd. は、プレスメタルパーツ600万トン, ジョイント240万個, リング製品1.32億個, スチールロッド3050万トン, (5/13) (ナワナコン)
 - ・三幸商事(本社東京)は、「Sanko Fasten (Thailand) Ltd.」は輸出用建材のボルト類6700万本, ドリルビット15万個, 85%輸出 (6/10) (チャチンサオ県)
 - ・日東精工(本社京都)は、インドネシアでの増強に加えて新たに、タイで小型標準ネジを中心に生産。
 - ・レイアウト用機械200台, 計測機械30セットほか95%輸出 (5/24)
 - ・ジャパンハードクラフト社(本社神戸)は、台湾の現地資本とともに、「Pacific manufacturing (Thailand) Co., Ltd.」を設立。垂鉛合金製のパスルームアクセサリなど840トン, 天井ファン780トン100%輸出 (6/14) (バンブー)
 - ・タイティンプレート製造社は15万トン増産 (2/25)
 - ・「Siam Ikk社」はスナール研磨剤30%輸出 (2/23)
 - ・熱交換機70万個90%輸出 (2/16)
 - ・北陸セラミック社80%・日本カーバイト社20%は、「Electro Ceramics (Thailand) Co., Ltd.」を設立。エレクトロニクス向け耐熱材のアルミナセラミック100%輸出チェンマイ EPZ (10/11)
- [金型関係も目立つ]**
- ・プラスチック金型メーカーのサンエイ部品社は(本社静岡)は、プラスチック金型用部品(ガイドブッシュ42万個, ピン12万個)の生産をおこなう。「SME (Thailand)Co., Ltd.」(資本金3200万パーツ) (7/12) (チャチンサオ県)
 - ・Daitec 社は、DC モルド, プレスダイ, モルド, ジグなど87%輸出 (1/11)
 - ・International Mold Center Co., Ltd. は樹脂成型金型60セット20%輸出 (4/19)
 - ・Thai Sohbi Kogei Co., Ltd. は、金型2700個内需用 (6/10)

5. 紙

- ・タイコンテナ社は、段ボール箱4万トン, 用紙4.2万トン40%輸出拡大投資 (4/27)
- ・カモ井加工紙(本社倉敷市)は、「Kamo Thailand Co., Ltd.」を設立。輸出用ハエ取り紙3600万個, 4400万パーツ外貨 (9/9) (バンブー工業団地)

6. 消費財等

- ・象印マホービン（本社大阪）は、タイのサハユニオンと合弁で「ユニオン象印」を設立。ガラスマホービン生産を開始し、第2プロジェクトとしてステンレスマホービン月4万本（第3事業年度には年間96万本）生産。
- ・HOYAは、子会社のホヤレンズ（タイ）の第2プロジェクトとして、表面加工した輸出向けのプラスチックレンズ360万個、投資総額4800万バーツ（7/12）
- ・東京アルミは、東京特殊硝子製作所及びタイ旭硝子と合弁で、輸出向けアルミナベのうち、強化ガラス付きナベブタを生産。「TAG (Thailand)」を設立。（東京アルミ40%、東京特殊硝子製作所が9%ほかタイローカル（バンブー）
- ・装飾オーナメント（プラチナ/ゴールド）225,720本100%輸出（6/17）（ラカバン）
- ・ドラム楽器の大手メーカーのパール楽器製造（本社千葉）は、100%出資の「Pearl Music (Thailand) Co., Ltd.」を設立。ドラム装備3万セット、各種ドラム1万個ほか100%輸出（6/28）（バンブリー）
- ・エンドレススタンプ30万個、正月スタンプ45万個100%輸出（4/26）
- ・カッター100万個など90%輸出（4/29）
- ・Wood Industries Co., Ltd. は、パラウッドフローリング7万2000 M²、パラウッドダイニングテーブル600セット、パラウッドベニア48万 M² ほか100%輸出（5/19）
- ・太平洋工業（本社岐阜）は自転車チューブ用バルブを3,767万個生産（10/11）（ラカバン）
- ・ワールドワイドウッドデザイン株式会社は、パラウッドイス4万個等100%輸出（4/29）
- ・パラウッドチェア-12万個100%輸出（4/13）
- ・刃物類（木製取っ手）540万個ほか（6/10）90%輸出（バンブー）
- ・Watzmate Co., Ltd. は、レザーウォッチバンド400万本100%輸出（6/28）
- ・Union Nifco Co., Ltd. は、ボックス、ファスナー200トン95%輸出（6/17）
- ・Thai Why Ishihara Co., Ltd. は、ハンドバッグ、財布など小物100%輸出（1/18）
- ・R. D. S（タイランド）社は、シンガポール・日本で、スポットライト16000個、水銀ライト3000個など（95%輸出）（1/14）
- ・日東紙工が9月20日でのり付きステッカーの投資を承認され、100%出資の「Sun Tec (Thailand)」を設立した。（ナワナンコン工業団地4期）
- ・マリンスポーツ機器18セット100%輸出（タイ・日本）（1/18）

7. 活発化する電子電気機器投資

- ・東芝がCD付きテープレコーダー（15万4500台）、テープレコーダー（5万7000台）、システムコンポネント1万8500セット。90%輸出（7/4）。電子レンジ36万台、洗濯機20万台90%輸出（6/24）、冷蔵庫、エアコン、冷蔵庫コンプレッサー120万個（6/28）、TVブラウン管160万本（7/12）、「Thai Toshiba Lighting Co., Ltd.」（台湾と合弁）が輸出用蛍光灯、同部品を生産（7/26）、など15にのぼるプロジェクトを予定している。しかし、冷蔵庫、モーターは、国内の反発から100%輸出に変更。
- ・シャープもタイを最大の輸出生産拠点として電子レンジ36万台（6/24）、冷蔵庫に始まり、エアコン（16万台）（95%輸出）（3/22）、音響情報機器（3月22日承認）では、ヘッドホンステレオ（65万台）、ラジカセ（121.5万台）、電子タイプライター（40万台）、電子キャッシュレジスター（5.7万台）、ファクシミリ（12.7万台）、ワープロ（12.8万台）などOA機器の生産を行う。
- ・三菱電機はサイアムセメントと合弁のTVブラウン管のほか、子会社のMelco Manufacturingによりフロッピーディスクドライブの生産を手掛ける。また、扇風機の輸出に加えて洗濯機、冷蔵庫の輸出のために、第2工場を建設した。
- ・三菱重工は大手のクルトンカービー社とエアコン用コンプレッサーの合弁で生産。
- ・松下電産関係では、Matsushita Electric Work (Thailand) Ltd. が2.5億バーツを投資してヘヤードライヤー350万台、シェーバー180万台100%輸出（2/23）
- ・ソニーは、ソニーマグネチックプロダクツ（タイ社）による第1プロジェクトのVHS磁気テープ生産のほか、輸出向け8ミリビデオテープ1200万本を生産。（7/12）（ラクラバン）また、第3プロジェクトとして、CDなどAV機器用バイポーラICを生産。そのため、資本金1億2000万バーツで子会社100%出資「ソニー・セミコンダクター（タイ）社」を設立。（8/10）（バンカディ）
- ・日本電気は、輸出向け電話機に加えて、電子交換機の生産を行うほか、新たに、輸出用の通信、産業機器用超小型タンタラムコンデンサー2億個、ミニチュアリレー1980万個（投資総額7億2620万バーツ）等を生産。「NEC Technology (Thailand) Co., Ltd.」が設立。（8/30）

- ・松下電産関係では、電磁リレー、ヘヤードライヤー、冷蔵庫冷却部品を生産する。
- ・富士通グループは、富士通(全体の70%出資)、富士通電気化学、富士通アイソテック、コパルの四社共同で、「富士通タイランド」(資本金30億円)を設立。8月2日にBOIの認可を得たが、当面部品生産を手掛けるが、将来的にはファックス、FDDなど情報処理、通信機器を生産すると見られる。
- ・ミネベアは、電子部品事業を拡大し、ロップリ県に4000人規模の第3工場を建設した。磁気ヘッドを月間80万個から160万個、スイッチング電源を2万台から6万台に引き上げる。DC、ACファンモーター(1/22)、メカカルパーツ480万個(3/8)、ミネベアエレクトロニクス(Thailand)は、投資総額4.4億パーツで、Peizo Transducer 1.5億個、100%輸出(6/14)(ロップリ県)
プリンター、マイクロスピーカー、FDD用磁気ヘッド、
- ・ミネベアエレクトロニクスは、FDDメカ部品、ステッピングモーター、磁気記録ユニット100%輸出(4/26)
- ・Thai Takachiho Co., Ltd. は、電話機(シンプル)17万5000台、電話機(マルチパーポー)17万5000台、電話機(シンプル)5万台、計50万台(5/3)(ナワナコン)
- ・日通工(本社川崎市)は、「Nitsuko Thai Ltd.」を設立。電話機497,880台、ファクシミリ30,696台、PVC組立81,020台(6/28)(ナワナコン)
- ・藤倉電線の「Fujikura(Thailand) Co., Ltd.」は、キーボードコード1440万本、コンピューターコード1000トン、インタフェース・ワイヤー組立1,140万本100%輸出、拡大投資(5/17)
- ・矢崎電線は、タイアローブダグツ社が自動車用ケーブル3666トン生産100%輸出(6/24)また、10月4日、96万セットのワイヤーハーネスを生産する承認をえた。
- ・旭電気は、台湾と合弁で、「Thai Asahi Denki Co., Ltd.」を設立(資本金2000万パーツ)。固定抵抗7200万本85%輸出(6/14)台湾との合弁(バンブー)
- ・村本工作所の100%子会社「Muranoto Electoron(Thailand)」は、87年6月の第1プロジェクト(VTR、カーステレオのシャーシー)に次いで、88年5月第2プロジェクトとしてシャープ向けのタイプライター組立72万台などのほか、CRTフレーム326万個、CRTインナーマグネチックシェルド652万個、CRTバンド(326万個)、CRTスプリング450万個、ほかCRTパーツ85%輸出
- ・放電加工機のソディック(タイ)は、パワーサブラチ1440台、サブライタンク2880台、エレクトリックガスチャージマシン960台100%輸出(6/10)ナワナコン
- ・村田製作所がセラミック半導体、圧電子などエレクトロニクスパーツ
- ・日本電気精器(本社東京)は、「デンセイタイランド」(資本金1000万パーツ)を設立。小型無停電電源装置23,000台の生産を行う。
- ・タニンコンデンサーは、コンデンサー3.6億パーツを90%輸出。
- ・Johoku(タイ)社は、ワイヤーハーネスなど600万セット(100%輸出)(1/26)
- ・ユアサバッテリー(タイ)はバッテリーパック12万個80%輸出(5/12)
- ・遠藤照明(本社大阪)は、輸出用照明器具169万1000個の生産「Lightningu Endo Thai Co., Ltd.」を設立。(8/23)
- ・新電元工業(本社東京)は、第1プロジェクトのOA機器向け小型電源と別に、第2プロジェクトとして低価格半導体(ブリッジ式、年6000万個、並列式450万個を生産)を生産。(8/30)(ナワナコン)

8. 精密・光学機器

- ・1.88億パーツでクロック100万個を90%輸出(3/22)
- ・Takane Bangkok Indusutry Co., Ltd. はクォーツクロックムーブメント300万個100%輸出
- ・セイコー電子工業の「Seiko Instruments Thailand Co., Ltd.」(資本金1.82億パーツ)は、投資総額5.73億パーツでステッピングモーター(1000万個)、ファンモーター180万個、ムーブメント396万個など100%輸出(5/10)(ナワナコン)
- ・エプソン(タイ)は、ウォッチメカムーブメント360万個、ウォッチヘッド(クォーツ)300万個、クォーツムーブメント420万個95%輸出(6/24)
- ・Citizen Trading Co., Ltd. は、腕時計300万個、壁時計100万個、81%輸出(5/3)
- ・カートン光学は、双眼鏡2万台、望遠鏡2万個ほか90%輸出(5/24)(ナワナコン)
- ・タイジャンメ社は、ミシン12万台、フットコントローラー12万台80%輸出(5/3)
- ・タタラアコースティックインダストリー(タイ)は、スピーカーケース120万個100%輸出(3/15)

9. 関連中小企業も進出

シャープなど大手メーカー進出に伴う関連中小企業の進出も増えている。そうした部品メーカーは、タイ内需だ

けでなく、輸出も併行して行う。

- ・シャープの電子レンジのドアを納入する三栄電気、トランスメーカーの田淵電機などエンジン国産化にともなう自動車部品メーカーの進出も活発になっている。
- ・日本イーグルウイング工業（本社岡山県）は、「タイイーグルウイング社」を設立（日本 EWI 62%、米国 EWI 社 19%、タイ側サミットオート社ほか）。三菱 MMC シティボール社の国内販売自動車向け4900台、カナダ輸出向車 2万200台、日本向け12万台用の自動車部品を生産。（ミンプリ県ノンチョック）
- ・マツダ系部品メーカーの黒石鉄工（広島県）は、合弁でステアリングホイール（月産1万本規模）を中心にした自動車部品の製作会社を設立。それに伴う技術援助契約が締結された。ASEAN諸国をにらんだ生産拠点として育成、国際化に対処する。
- ・Alcast 社は Nissin 工業の現地法人で、ゴルフカートブレーキなど自動車パーツを生産78%輸出（1/11）、また、Nissin 工業は、M. N. Industry 社でブレーキライニング、ブレーキゴルフカートを生産、100%輸出（1/22）
- ・蛇の目ミシンの進出から、ポピン（800万個）の生産、90%輸出（4/14）☎258-5526
- ・9/27 BOI は、デザインモデルセンター（本社大阪）は、家電製品や自動車向けパーツの実際のデザインモデルを受注し、輸出向け生産を行う。製品はトランクに入れて空輸が可能なことから空港に近いノンタブリ県を選んだと見られる。人材の養成などで技術研修も行っていく。製品の80%を米国、台湾、韓国などに輸出する。

10. 第2、第3工場建設と拡張計画も

最初から全体計画を実行していく例は少ない。多くは年次別に予定したプロジェクトを徐々に進めていくパターンである。

タイへの投資は、初めての企業も多く、様子を見るうえでの第1プロジェクトを実施。うまくいきそうであれば、第2、第3を推進している。そのような例がかなり出ている。

即ち、最初のプロジェクトは、タイでの投資ノウハウを得ることを意図して、成功すれば次からは本格的な事業を展開する。この傾向は新しくタイに進出した企業の多くが可能な限り広い用地を確保していることにも見られる。しかも、そのテンポが早くなっている。それだけタイでの投資を重点に置いていると言えよう。

- ・象印マホービン（本社大阪）は、タイのサハユニオンと合弁で「ユニオン象印」を設立。ガラスマホービン生産を開始し、第2プロジェクトとしてステンレスマホービン月4万本（第3事業年度には年間96万本）生産。
- ・ミネベアは、ベアリング生産から電子部品事業へと拡大しており、アユタヤ工場、バンパイン工場から第3工場をロップリ県に完成し、FDD磁気ヘッド、スイッチング電源などの生産を開始した。
- ・アデランス（タイ）が、ナワナコン工業団地に第1工場を建設、第2を隣接地に、さらに、第3工場をプリラム県に建設中である。ウィグ25万ピース100%輸出、1079名（5/24）
- ・シャープは、チャチンサオ県での第1工場（電子レンジ、冷蔵庫）を操業させてから音響、OA機器の第2工場を建設中である。
- ・ソニーも VHS テープから8ミリテープに、さらに半導体生産へと発展した。
- ・ヤマハスポーツ（タイランド）は、最初スキー板生産を開始して、第2プロジェクトとして、ゴルフクラブ（メタルヘッド）65万セットを生産する。100%輸出（4/19）
- ・HOYA は、子会社のホヤレンズ（タイ）の第2プロジェクトとして、表面加工した輸出向けのプラスチックレンズ360万パーツ（7/12）
- ・藤倉電線は、KDK-FUJIKURA (Tahiland) を設立して電源コード100%輸出（2/16）（ナワナコン）

（出所）参考資料5と同じ。